

## 第6章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

### 6.1 環境影響評価の項目の選定

#### 6.1.1 環境影響評価の項目

環境影響評価の項目の選定は、「発電所アセス省令」第21条第1項第2号に定める「火力発電所（地熱を利用するものを除く。）別表第2備考第2号」に掲げる一般的な事業の内容と本事業の内容との相違を第6.1-1表のとおり整理して把握した上で、本事業の事業特性及び地域特性を踏まえ、「発電所アセス省令」第21条の規定に基づき、第6.1-2表のとおり選定した。

放射性物質に係る環境影響評価項目については、「発電所アセス省令」第26条の2第1項の規定に基づき、本事業の事業特性及び地域特性に関する状況を踏まえ、当該特定対象事業の実施により放射性物質が相当程度拡散又は流出するおそれがないことから選定しない。

なお、環境影響評価の項目の選定に当たっては、「発電所アセス省令」等について解説された「発電所に係る環境影響評価の手引 令和7年2月改訂」（経済産業省、令和7年）（以下「発電所アセスの手引」という。）を参考にした。

#### 1. 主な事業特性

- ・タービン、発電機等を設置する。
- ・対象事業実施区域は、神奈川県川崎市川崎区の工業専用地域であり、周辺の住居系地域までは約1.4kmの距離がある。
- ・発電設備等の規模については、利用できる敷地の面積及び電力系統連携可能規模等を考慮して、総出力約75万kWとする。
- ・タービン、発電機等の主要機器は、敷地境界（対象事業実施区域外周）における騒音・振動対策面を考慮した配置とする。
- ・煙突の高さは80mとする。
- ・燃料の種類は天然ガスとし、近隣のLNG基地から既設パイプラインにより供給される。なお、現時点において具体的な導入計画はないものの、脱炭素化に向けて将来的に水素等の脱炭素燃料の導入可能性を検討する。
- ・燃料は天然ガスを使用するため、硫黄酸化物及びばいじんの発生はないが、窒素酸化物(NOx)が発生する。NOx排出抑制対策として、低NOx燃焼器の採用及び乾式アンモニア接触還元法による排煙脱硝装置を設置する。
- ・復水器の冷却水の冷却方式は、冷却塔による機械通風湿式冷却方式（淡水循環式）を採用し、循環水には工業用水を使用する。冷却塔は乾湿併用式の採用等により白煙の発生頻度を抑える。
- ・プラント用水は川崎市工業用水道、生活用水は川崎市上水道を利用する。
- ・発電設備からの排水は新設する排水処理設備により適切な処理を行った後に、発電所の排水口より排出する。また、生活排水については、浄化槽を経て発電設備からの排水と合流後、排水処理設備で処理する。なお、発電所の排水口から排出された後、既設排水口を通じて海域へ放水される。

- ・冷却塔、発電機、タービン、排熱回収ボイラ、送風機、ポンプ類及び圧縮機等について  
は、防音・防振対策を適切に講じる。
- ・工事中及び運転開始後の主要な交通ルートは、主として県道 6 号（主要地方道）東京大  
師横浜線、一般国道 15 号及び県道 101 号（一般県道）扇町川崎停車場線を使用する。
- ・発電設備のうち大型機器及び重量物は、海上輸送する計画である。
- ・工事中は一般工事用資材及び小型機器等の搬出入、工事関係者の通勤、廃棄物等の搬出  
を行う。
- ・運転開始後は通常時は通勤車両、定期点検時には定期点検関係者の通勤車両及び資機材  
の運搬車両が加わる。
- ・主な工事としては、土木建築工事、機器据付工事及び試運転がある。
- ・今後の工事計画によっては、海上輸送（岸壁への荷揚げ）に必要な水深を確保するため  
に浚渫を実施する可能性がある。
- ・工事中の建設機械の稼働にあたっては、工事の平準化、排出ガス対策型建設機械、低騒  
音・低振動建設機械の採用に努める。
- ・排熱回収ボイラ内に設置する排煙脱硝装置で還元剤としてアンモニアを使用するが、適  
正な維持、管理によって漏洩を防止する。
- ・工事中及び運転開始後において地盤沈下の原因となる地下水の取水は行わない。
- ・工事排水及び雨水排水は、仮設排水処理設備等により適切に処理した後、既設排水口よ  
り排出する。
- ・工事中及び運転開始後において、土壤汚染の原因となる物質は使用しない。対象事業実  
施区域の一部は「土壤汚染対策法」（平成 14 年法律第 53 号）に基づき形質変更時要届  
出区域に指定されていることから、土地を賃借した際の形質変更時要届出区域の指定状  
況及び工事中に発生する掘削残土の量に応じて汚染土の封じ込め等から適切な対策方  
法を選択の上、「土壤汚染対策法」、「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」  
（平成 11 年川崎市条例第 50 号）に基づき対策を実施する計画である。
- ・発電所敷地内（発電所計画地）に必要な緑地等を整備し、維持管理を行う。
- ・景観の保全については、周辺環境との調和に配慮する。
- ・工事中に発生する建設廃棄物及び発電設備の運転に伴い発生する廃油・汚泥等は、発生  
量の抑制及び有効利用に努め、有効利用が困難な廃棄物については、法に基づき極力再  
資源化または適正に処理する計画である。
- ・基礎掘削工事等に伴い発生する土砂は盛土等に有効利用する計画である。
- ・最新鋭の高効率ガスタービン・コンバインドサイクル発電方式を採用し、発電設備の適  
切な運転管理、設備管理により高い発電効率を維持するとともに、所内の電力・エネル  
ギー使用量の節約等により、単位発電量あたりの二酸化炭素排出量をより一層低減する  
ことに努める。

第 6.1-1 表 一般的な事業と本事業の内容との比較

影響要因の区分	一般的な事業の内容	本事業の内容	比較の結果
工事の実施に関する内容	工事用資材等の搬出入	工事用資材等の搬出入として、建築物、工作物等の建築工事に必要な資材の搬出入、工事関係者の通勤、残土、伐採樹木、廃材の搬出を行う。	一般的な事業の内容と同様である。
	建設機械の稼働	建設機械の稼働として、浚渫工事、港湾工事、建築物、工作物等の設置工事（既設工作物の撤去又は廃棄を含む）を行う。	一般的な事業の内容と同様である。
	造成等の施工による一時的な影響	造成等の施工として、樹木の伐採等、掘削、地盤改良、盛土等による敷地、搬入道路の造成、整地を行う。	既存の用地を利用するため、一般的な事業より工事量は少ない。
土地又は工作物の存在及び供用に関する内容	地形改変及び施設の存在	地形改変及び施設の存在として、地形改変等を実施し建設された汽力設備、ガスタービン設備又は内燃力設備（2以上の組合せを含む。）を有する。	地形改変は行わない。
	施設の稼働	燃料の種類は、天然ガス（LNGを含む。）、石炭、石油、副生ガスがある。	燃料の種類は、天然ガスである。
		排水は、排水処理装置で処理した後に公共用水域に排水する。	排水は、排水処理装置で処理した後に川崎事業所が所有する共用の既設排水口から公共用水域に排水する。
		温排水は、海水冷却方式を採用した場合、取水方式として表層又は深層、放水方式として表層又は水中によるものがある。	復水器は、冷却塔による淡水循環冷却方式を採用する。なお、冷却塔は白煙抑制機能付きの乾湿併用型とし、白煙発生頻度を低減する等の環境保全措置を講じる。
		機械等の稼働として、汽力設備、ガスタービン設備又は内燃力設備（2以上の組合せを含む。）の運転がある。	機械等の稼働として、ガスタービン及び汽力設備の運転がある。
	資材等の搬出入	資材等の搬出入として、定期点検時等の発電用資材等の搬入、従業員の通勤、廃棄物等の処理のための搬出がある。	資材等の搬出入として、定期点検時等の発電用資材等の搬入、従業員の通勤、廃棄物等の処理のための搬出がある。
	廃棄物の発生	発電設備から産業廃棄物が発生する。	発電設備から産業廃棄物が発生する。

## 2. 主な地域特性

### (1) 大気環境

- ・対象事業実施区域の最寄りの気象官署である横浜地方気象台の令和 6 年度の年平均風速は 3.4m/s、風向頻度は北の出現が多くなっている。
- ・令和 5 年度の大気質の状況として、20km 圏内における硫黄酸化物の測定は、一般局 29 局、自排局 3 局で行われており、年間有効測定時間未満の 1 局を除き、すべての測定局で環境基準の短期的評価及び長期的評価に適合している。二酸化窒素の測定は、一般局 33 局、自排局 27 局で行われており、年間有効測定時間未満の 1 局を除き、すべての測定局で環境基準の評価に適合している。浮遊粒子状物質の測定は、一般局 34 局、自排局 27 局で行われており、年間有効測定時間未満の 1 局を除き、環境基準の短期的評価は 60 局中 59 局で適合しており、長期的評価はすべての測定局で適合している。また、10km 圏内的一般局（9 局）の 5 年間（令和元～5 年度）における各物質の年平均値は減少傾向から横ばいで推移している。
- ・騒音の状況として、対象事業実施区域及びその周囲では、環境騒音及び自動車騒音の測定が行われており、昼間及び夜間ともに環境基準値に適合している。また、測定している 1 地点では昼間、夜間ともに要請限度内である。
- ・振動の状況として、対象事業実施区域及びその周囲では、道路交通振動の測定が行われており、県道 6 号（主要地方道）東京大師横浜線では昼間、夜間ともに要請限度内である。

### (2) 水環境

- ・水質の状況として、対象事業実施区域の周辺海域では、令和 5 年度において 10 地点で公共用水域の水質測定が行われている。生活環境の保全に関する項目について、化学的酸素要求量の測定結果（75%値）は 10 地点中 9 地点で、全窒素の測定結果は 10 地点中 7 地点で、全燐の測定結果は 10 地点中 3 地点で環境基準に適合している。令和元～5 年度における化学的酸素要求量、全窒素及び全燐の経年変化は、ほぼ横ばい傾向で推移している。
- ・対象事業実施区域の周囲の河川では、令和 5 年度において 3 地点で公共用水域の水質測定が行われている。生活環境の保全に関する項目について生物化学的酸素要求量の測定結果（75%値）はすべての地点において環境基準に適合している。令和元～5 年度の経年変化は、多少の濃度変動はあるものの概ね横ばい傾向で推移している。
- ・川崎区内で行われた地下水の測定結果は、すべての地点において環境基準に適合している。
- ・対象事業実施区域の周辺海域の水底では、令和 5 年度において 2 地点でダイオキシン類の測定が行われており、すべての地点において環境基準に適合している。

### (3) 土壤及び地盤の状況

- ・川崎市川崎区では、「土壤汚染対策法」に基づく要措置区域は存在しないが、形質変更時要届出区域は 73 件存在する。
- ・対象事業実施区域が位置する扇町地区は、昭和 2 年に埋立が完了した埋立地である。昭

和 6 年には、三菱石油株式会社（現 ENEOS 株式会社）が設立され、扇町地区内で川崎製油所が操業を開始した。本製油所は平成 11 年 9 月に原油処理を停止するとともに各精製装置の稼働を停止し、現在は川崎事業所となっている。川崎事業所は平成 21 年に基準に適合しない特定有害物質（ベンゼン、鉛及び砒素）が確認され、平成 29 年に形質変更時要届出区域（指-65 号、68 号）に指定されている。

- ・川崎市が令和 5 年度に行った精密水準測量結果では、前年度との標高差の比較ができた有効水準点数 218 点のうち 210 点で沈下を示しており、210 点すべての地点において前年度と比較して 20mm 未満の沈下である。

#### (4) 地形及び地質

- ・対象事業実施区域及びその周囲は埋立地であり、標高は約 3m である。表層地質は埋め立て土、土壤は埋立地（人工改変土）である。
- ・対象事業実施区域の周囲の海域は、航路として浚渫されており、概ね 10m 以深の水深である。底質は主に泥である。
- ・対象事業実施区域及びその周囲に重要な地形及び地質は確認されていない。

#### (5) 動物・植物・生態系

- ・陸域に生息する動物の状況として、重要な種の選定根拠により、対象事業実施区域及びその周囲において確認された重要な種は、哺乳類 2 種、鳥類 69 種、爬虫類 3 種、両生類 1 種、昆虫類 176 種である。
- ・動物の注目すべき生息地（陸域）は、重要野鳥生息地である「東京湾奥部」及び生物多様性重要地域である「東京湾」が確認されている。また、海鳥コロニーデータベース等によれば、東扇島周辺でコアジサシのコロニーが確認されている。
- ・海域に生息する動物の状況として、重要な種の選定根拠により、対象事業実施区域の周辺海域において確認された重要な種は、魚等の遊泳動物 18 種、潮間帯動物及び底生生物 11 種である。
- ・動物の注目すべき生息地（海域）としては、生物多様性の観点から重要度の高い海域である「東京湾奥部」が確認されている。また、対象事業実施区域の周辺海域において、「多摩川河口干潟」が確認されている。
- ・現存植生としては、対象事業実施区域は工場地帯であり、その周囲は工場地帯、市街地、開放水域が大部分を占めており、一部にその他植林、路傍・空地雜草群落等の植生がみられる。
- ・陸域に生育する植物の状況として、重要な種の選定根拠により、対象事業実施区域及びその周囲において、23 種が確認されている。また、重要な群落として、特定植物群落の多摩川口の塩生植物群落等が指定され、2 件の巨樹・巨木が確認されている。
- ・対象事業実施区域近傍（約 1km）の範囲の環境類型区分は全て工場地帯・市街地である。

#### (6) 景観及び人と自然との触れ合いの活動の場

- ・景観の状況として、地形、地質、自然現象に係る自然景観資源である海成段丘の「下末吉台地」及び海食崖の「本牧台地」がある。
- ・一般市民による利用頻度が高く、対象事業実施区域を眺望できる主要な眺望点として

は、京浜島つばさ公園、川崎マリエン及び横浜マリンタワー等がある。

- ・対象事業実施区域の周囲には、主要な人と自然との触れ合いの活動の場として、「桜川公園」、「小田公園」及び「大川町緑地」等がある。

#### (7) 社会的状況

- ・対象事業実施区域は主に供給処理施設用地及び重化学工業用地である。
- ・対象事業実施区域は、「都市計画法」に基づく工業専用地域に位置している。
- ・対象事業実施区域が位置する川崎港においては、漁業権の設定はされていない。
- ・対象事業実施区域の最寄りの交通量調査地点である県道 101 号（一般県道）扇町川崎停車場線での 24 時間交通量は、13,497 台である。
- ・対象事業実施区域の最寄りの学校等は、対象事業実施区域の北西約 1.2km にうみかぜ渡田保育園、病院は北北西約 2.2km に日本鋼管病院、診療所は北約 0.9km に株式会社デイ・シイ診療所、福祉施設は北西約 1.4km に有料老人ホームばんだがある。
- ・最も近い住居系の用途地域は、対象事業実施区域の北約 1.4km に第二種住居地域の指定があり、最寄り住居としては、扇町に住宅がある。
- ・川崎市及び横浜市は「大気汚染防止法」に基づく硫黄酸化物、窒素酸化物の総量規制地域である。
- ・対象事業実施区域は「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」に基づき、工場騒音及び工場振動の規制基準が適用される。
- ・対象事業実施区域及びその周囲における工場及び事業場からの排水については、一律排水基準及び上乗せ排水基準、市条例規制基準が定められている。
- ・対象事業実施区域の周囲には、緑化推進重点地区、鳥獣保護区、特定獣具（銃器）使用禁止区域、国登録有形文化財、史跡・名勝の市指定、埋蔵文化財包蔵地、景観計画区域、都市景観形成地区、景観計画特定地区、海岸保全区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域がある。対象事業実施区域は、緑化推進重点地区、特定獣具（銃器）使用禁止区域及び景観計画区域に含まれている。

第 6.1-2 表 環境影響評価の項目の選定

影響要因の区分			工事の実施		土地又は工作物の存在及び供用						
			工事用資材等の搬出入	建設機械の稼働	造成等の施工による一時的な影響	地形改変及び施設の存在	施設の稼働			資材等の搬出入	廃棄物の発生
環境要素の区分							排ガス	排水	温排水	機械等の稼働	
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	大気質	硫黄酸化物								
			窒素酸化物	○	○		○			○	
			浮遊粒子状物質	○	○					○	
			石炭粉じん				○				
			粉じん等	○	○					○	
			騒音	○	○					○	○
			振動	○	○					○	○
			その他							○	
		水質	低周波音							○	
			冷却塔白煙							○	
			水の汚れ					○			
			富栄養化				○				
			水の濁り	○	○						
	その他の環境	水温	水温						○		
			底質	○							
			その他								
		地形及び地質	流向及び流速				○				
			重要な地形及び地質								
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	動物	動物	重要な種及び注目すべき生息地（海域に生息するものを除く。）			○	○				
			海域に生息する動物	○							
		植物	重要な種及び重要な群落（海域に生育するものを除く。）			○	○				
			海域に生育する植物	○							
		生態系	地域を特徴づける生態系								
人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観		主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観				○				
			人と自然との触れ合いの活動の場	○						○	
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等	産業廃棄物			○						○
		残土			○						
		温室効果ガス等	二酸化炭素				○				

注：1. 「○」は、環境影響評価項目として選定する項目を示す。

2. ○は、「発電所アセス省令」第21条第1項第2号に定める「火力発電所（地熱を利用するものを除く。）別表第2」に掲げられる「参考項目」を示す。

## 6.1.2 選定の理由

環境影響評価の項目として選定する理由は、第 6.1-3 表のとおりである。

また、参考項目について、「発電所アセス省令」第 21 条第 4 項の規定に基づき、環境影響評価の項目として選定しない理由は、第 6.1-4 表のとおりである。

なお、放射性物質を環境影響評価の項目として選定しない理由は、第 6.1-5 表のとおりである。

第 6.1-3 表(1) 環境影響評価の項目として選定する理由

項目			環境影響評価の項目として選定する理由	
環境要素の区分		影響要因の区分		
大気環境	大気質	窒素酸化物	工事用資材等の搬出入	工事用資材等の搬出入に伴う輸送車両が走行すること、主要な輸送経路の沿道には民家等が存在することから、項目として選定する。
			建設機械の稼働	対象事業実施区域の周辺には民家等が存在することから、項目として選定する。
			施設の稼働 (排ガス)	最新鋭の排煙脱硝装置の採用等の環境保全措置を講じることで、環境への影響を低減することが可能であるが、川崎市は、大気汚染防止法に基づく窒素酸化物の総量規制地域となっていることから、項目として選定する。
			資材等の搬出入	発電用の燃料はパイプラインで供給されることから、供用時の資材等の搬出入に伴う輸送車両は少ないが、定期点検時には一時的に輸送車両等が増加すること、主要な輸送経路の沿道には民家等が存在することから、項目として選定する。
	浮遊粒子状物質		工事用資材等の搬出入	工事用資材等の搬出入に伴う輸送車両が走行すること、主要な輸送経路の沿道には民家等が存在することから、項目として選定する。
			建設機械の稼働	対象事業実施区域の周辺には民家等が存在することから、項目として選定する。
			資材等の搬出入	発電用の燃料はパイプラインで供給されることから、供用時の資材等の搬出入に伴う輸送車両は少ないが、定期点検時には一時的に輸送車両等が増加すること、主要な輸送経路の沿道には民家等が存在することから、項目として選定する。
	粉じん等		工事用資材等の搬出入	工事用資材等の搬出入に伴う輸送車両が走行すること、主要な輸送経路の沿道には民家等が存在することから、項目として選定する。
			建設機械の稼働	大規模な土地造成の工事は行わないが、対象事業実施区域の周辺には民家等が存在することから、項目として選定する。
			資材等の搬出入	発電用の燃料はパイプラインで供給されることから、供用時の資材等の搬出入に伴う輸送車両は少ないが、定期点検時には一時的に輸送車両等が増加すること、主要な輸送経路の沿道には民家等が存在することから、項目として選定する。

第6.1-3表(2) 環境影響評価の項目として選定する理由

項目			環境影響評価の項目として選定する理由
環境要素の区分		影響要因の区分	
大気環境	騒音	騒音	工事用資材等の搬出入
			工事用資材等の搬出入に伴う輸送車両が走行すること、主要な輸送経路の沿道には民家等が存在することから、項目として選定する。
			建設機械の稼働
			建設機械の稼働に伴い騒音が発生すること、対象事業実施区域の周辺には民家等が存在することから、項目として選定する。
	振動	振動	施設の稼働 (機械等の稼働)
			機械の稼働に伴い騒音が発生すること、対象事業実施区域の周辺には民家等が存在することから、項目として選定する。
			資材等の搬出入
			発電用の燃料はパイプラインで供給されることから、供用時の資材等の搬出入に伴う輸送車両は少ないが、定期点検時には一時的に輸送車両等が増加すること、主要な輸送経路の沿道には民家等が存在することから、項目として選定する。
	その他	低周波音	工事用資材等の搬出入
			工事用資材等の搬出入に伴う輸送車両が走行すること、主要な輸送経路の沿道には民家等が存在することから、項目として選定する。
		冷却塔白煙	建設機械の稼働
			建設機械の稼働に伴い振動が発生すること、対象事業実施区域の周辺には民家等が存在することから、項目として選定する。
水環境	水質	水の汚れ	施設の稼働 (排水)
		施設の稼働	施設の稼働に伴い一般排水を海域に排出することから、項目として選定する。
		富栄養化	施設の稼働に伴い一般排水を海域に排出することから、項目として選定する。
		水の濁り	建設機械の稼働
		造成等の施工による一時的な影響	浚渫工事を行う可能性があることから、項目として選定する。
	底質	有害物質	建設機械の稼働
			浚渫工事を行う可能性があることから、項目として選定する。

第6.1-3表(3) 環境影響評価の項目として選定する理由

項目		環境影響評価の項目として選定する理由	
環境要素の区分		影響要因の区分	
動 物	重要な種及び注目すべき生息地(海域に生息するものを除く。)	造成等の施工による一時的な影響	対象事業実施区域は工場として人為的に整備及び管理された土地であるが、工事の実施及び施設の存在による影響が想定されるため、項目として選定する。
	海域に生息する動物	地形改変及び施設の存在	浚渫工事を行う可能性があるため、項目として選定する。
植 物	重要な種及び重要な群落(海域に生育するものを除く。)	造成等の施工による一時的な影響	対象事業実施区域は工場として人為的に整備及び管理された土地であるが、工事の実施及び施設の存在による影響が想定されるため、項目として選定する。
	海域に生育する植物	建設機械の稼働	浚渫工事を行う可能性があるため、項目として選定する。
景 観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	地形改変及び施設の存在	施設の存在に伴い眺望景観の変化が想定されることから、項目として選定する。
人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	工事用資材等の搬出入	工事用資材等の搬出入に伴う輸送車両が走行すること、主要な輸送経路の沿道には人と自然との触れ合いの活動の場が存在していることから、項目として選定する。
		資材等の搬出入	発電用の燃料はパイプラインで供給されることから、供用時の資材等の搬出入に伴う輸送車両は少ないが、定期点検時には一時的に輸送車両等が増加すること、主要な輸送経路の沿道にある人と自然との触れ合いの活動の場へのアクセス影響を及ぼすことが想定されることから、項目として選定する。
廃棄物等	産業廃棄物	造成等の施工による一時的な影響	建設工事に伴い産業廃棄物が発生するため、項目として選定する。
		廃棄物の発生	施設の稼働に伴い産業廃棄物が発生するため、項目として選定する。
	残 土	造成等の施工による一時的な影響	建設工事に伴い残土が発生するため、項目として選定する。
温室効果ガス等	二酸化炭素	施設の稼働(排ガス)	施設の稼働に伴い、排ガス中に二酸化炭素が発生するため、項目として選定する。

第 6.1-4 表 環境影響評価の項目として選定しない理由

項目			環境影響評価の項目として選定しない理由	根拠
環境要素の区分		影響要因の区分		
大気環境	大気質	硫黄酸化物	施設の稼働 (排ガス)	発電用の燃料として天然ガスを使用することから排ガス中に硫黄酸化物は含まれないため、項目として選定しない。
		浮遊粒子状物質	施設の稼働 (排ガス)	発電用の燃料として天然ガスを使用することから排ガス中にはばいじんは含まれないため、項目として選定しない。
		石炭粉じん	地形改変及び施設の存在	発電用の燃料に石炭を使用しないため、項目として選定しない。
			施設の稼働 (機械等の稼働)	発電用の燃料に石炭を使用しないため、項目として選定しない。
水環境	水質	水温	施設の稼働 (温排水)	復水器の冷却には冷却塔による淡水循環冷却方式を採用し、冷却塔等からの排水は処理過程において周辺の海水温度と同程度まで自然冷却され温排水は発生しないため、項目として選定しない。
	その他	流向及び流速	地形改変及び施設の存在	港湾施設の設置や埋立等の地形改変を行わないため、項目として選定しない。
			施設の稼働 (温排水)	復水器の冷却には冷却塔による淡水循環冷却方式を採用し、冷却塔等からの排水は処理過程において周辺の海水温度と同程度まで自然冷却され温排水は発生しないため、項目として選定しない。
その他の環境	地形及び地質	重要な地形及び地質	地形改変及び施設の存在	対象事業実施区域において重要な地形及び地質が存在しないことから、項目として選定しない。
動物		海域に生息する動物	地形改変及び施設の存在	港湾施設の設置や埋立等の地形改変を行わないため、項目として選定しない。
			施設の稼働 (温排水)	復水器の冷却には冷却塔による淡水循環冷却方式を採用し、冷却塔等からの排水は処理過程において周辺の海水温度と同程度まで自然冷却され温排水は発生しないため、項目として選定しない。
植物		海域に生育する植物	地形改変及び施設の存在	港湾施設の設置や埋立等の地形改変を行わないため、項目として選定しない。
			施設の稼働 (温排水)	復水器の冷却には冷却塔による淡水循環冷却方式を採用し、冷却塔等からの排水は処理過程において周辺の海水温度と同程度まで自然冷却され温排水は発生しないため、項目として選定しない。
生態系		地域を特徴づける生態系	造成等の施工による一時的な影響	対象事業実施区域は工業専用地域に位置し、大部分はコンクリートやアスファルトからなる造成地で、工場として人為的に整備及び管理された土地であり、地域を特徴づける生態系への影響は極めて小さいと想定されるため、項目として選定しない。
			地形改変及び施設の存在	対象事業実施区域は、対象とすべき人と自然との触れ合いの活動の場が存在しないため、項目として選定しない。
人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	地形改変及び施設の存在		対象事業実施区域は、対象とすべき人と自然との触れ合いの活動の場が存在しないため、項目として選定しない。

注：1. 根拠欄は、選定しない根拠を示しており、「発電所アセス省令」第21条第4項では、以下の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、必要に応じ参考項目を選定しないものとすると規定されている。

第1号：参考項目に関する環境影響がないか又は環境影響の程度が極めて小さいことが明らかである場合。

第2号：対象事業実施区域又はその周囲に参考項目に関する環境影響を受ける地域その他の対象が相当期間存在しないことが明らかである場合。

第3号：特定対象事業特性及び特定対象地域特性の観点からの類似性が認められる類似の事例により影響の程度が明らかな場合。

2. 石炭及び石油火力発電所から排出されるばいじんについては、一般的に脱硫装置、集じん装置等を通過してくる微小な粒子であることから、予測評価に当たっては浮遊粒子状物質として取り扱うこととされている。

第 6.1-5 表 放射性物質を環境影響評価の項目として選定しない理由

項目		環境影響評価の項目として選定しない理由
環境要素の区分		
一般環境中の放射性物質	放射線の量	対象事業実施区域の周辺における空間放射線量は、令和 5 年度の年平均値が $0.02104\sim0.03392 \mu \text{Sv/h}$ と低く、対象事業実施区域及びその周辺は「原子力災害対策特別措置法」（平成 11 年法律第 156 号）第 20 条第 2 項に基づく原子力災害対策本部長指示による避難の指示が出されている区域（避難指示区域）ではなく、対象事業の実施により放射性物質が相当程度拡散又は流出するおそれがないため、項目として選定しない。

## 6.2 調査、予測及び評価の手法の選定

### 6.2.1 調査、予測及び評価の手法

本事業に係る環境影響評価の調査、予測及び評価の手法は、第 6.2-1 表～第 6.2-8 表に示すとおりである。

### 6.2.2 選定の理由

調査、予測及び評価の手法は、本事業による事業特性及び地域特性を踏まえ、「発電所アセス省令」第 23 条第 1 項第 2 号「火力発電所（地熱を利用するものを除く。）別表第 8」の参考手法（以下、「参考手法」という。）を勘案しつつ、同条第 2 項（参考手法より簡略化された調査又は予測の手法）及び第 3 項（参考手法より詳細な調査又は予測の手法）の規定に基づき選定した。

なお、調査、予測及び評価の手法の選定に当たっては、「発電所アセスの手引」や既往の環境影響評価図書等を参考にした。

第 6.2-1 表(1) 調査、予測及び評価の手法（大気環境）

環境影響評価の項目			調査、予測及び評価の手法
環境要素の区分	影響要因の区分		
大気環境 大気質 大気質 窒素酸化物	工事用資材等の搬出入 資材等の搬出入	<p>1.調査すべき情報</p> <p>(1) 窒素酸化物の濃度の状況</p> <p>(2) 気象の状況</p> <p>(3) 道路構造及び当該道路における交通量に係る状況</p> <p>2.調査の基本的な手法</p> <p>(1) 窒素酸化物の濃度の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 「大気汚染常時監視データ」（国立研究開発法人 国立環境研究所）等による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析を行う。</p> <p>(2) 気象の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 「平年値（統計期間 1991～2020 年）」（気象庁）等による気象に係る情報の収集並びに当該情報の整理及び解析を行う。</p> <p>【現地調査】 「気象業務法施行規則」（昭和 27 年運輸省令第 101 号）及び「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針」（原子力安全委員会、昭和 57 年）等に基づく方法により、地上の風向、風速、気温、湿度、日射量及び放射収支量を観測し、調査結果の整理及び解析を行う。</p> <p>(3) 道路構造及び当該道路における交通量に係る状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 「道路交通センサス 一般交通量調査」（国土交通省）等による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析を行う。</p> <p>【現地調査】</p> <p>a.道路構造に係る状況 調査地点の道路の構造、車線数、幅員及び道路の縦横断形状について調査し、調査結果の整理を行う。</p> <p>b.交通量に係る状況 調査地点の方向別、車種別に自動車交通量、走行速度を調査し、調査結果の整理及び解析を行う。</p> <p>3.調査地域 工事用資材等の搬出入及び資材等の搬出入に伴う車両の主要な輸送経路及びその周辺とする。</p> <p>4.調査地点</p> <p>(1) 窒素酸化物の濃度の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 対象事業実施区域を中心とした半径約 10km の範囲にあり、窒素酸化物を測定している一般局 9 地点及び自排局 7 地点とする（第 6.2-1 図（1））。</p> <p>(2) 気象の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 最寄りの気象官署である横浜地方気象台とする（第 6.2-1 図（1））。</p> <p>【現地調査】 対象事業実施区域内の 1 地点とする（第 6.2-1 図（2））。</p> <p>(3) 道路構造及び当該道路における交通量に係る状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 主要な輸送経路沿道及びその周辺における「道路交通センサス 一般交通量調査」（国土交通省）等による交通量の調査地点とする。</p> <p>【現地調査】 主要な輸送経路沿道の 4 地点とする（第 6.2-1 図（2））。</p>	

第 6.2-1 表(2) 調査、予測及び評価の手法（大気環境）

環境影響評価の項目			調査、予測及び評価の手法
環境要素の区分	影響要因の区分		
大気環境 大気質 大気質	窒素酸化物 工事用資材等の搬出入 資材等の搬出入	工事用資材等の搬出入 資材等の搬出入	<p>5.調査期間等            (1) 窒素酸化物の濃度の状況  <b>【文献その他の資料調査】</b>            入手可能な最新の5年間とする。            (2) 気象の状況  <b>【文献その他の資料調査】</b>            入手可能な最新のものとする。  <b>【現地調査】</b>            1年間の連続観測とする。            (3) 道路構造及び当該道路における交通量に係る状況  <b>【文献その他の資料調査】</b>            入手可能な最新のものとする。  <b>【現地調査】</b>            交通量の状況を代表する平日の1日とし、24時間の連続測定を行う。</p> <p>6.予測の基本的な手法            「NOx マニュアル」に基づく JEA 修正型線煙源拡散式を用いた数値計算により、日平均値濃度の予測を行う。</p> <p>7.予測地域            「3.調査地域」と同じとする。</p> <p>8.予測地点            「4.調査地点 (3) 道路構造及び当該道路における交通量に係る状況」の現地調査と同じ4地点とする。</p> <p>9.予測対象時期等            (1) 工事用資材等の搬出入            工事用資材等の搬出入に伴う車両による窒素酸化物の排出量が最大となる時期とする。            (2) 資材等の搬出入            資材等の搬出入に伴う車両による窒素酸化物の排出量が最大となる時期とする。</p> <p>10.評価の手法            調査及び予測の結果に基づいて、以下の方法により評価を行う。            ・窒素酸化物に係る環境影響が、実行可能な範囲内で回避又は低減されているかを検討し、環境保全についての配慮が適正になされているかを検討する。            ・「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和53年環境庁告示第38号)及び「地域環境管理計画」(川崎市、令和3年3月改定)との整合が図られているかを検討する。</p>

第 6.2-1 表(3) 調査、予測及び評価の手法（大気環境）

環境影響評価の項目		調査、予測及び評価の手法	
環境要素の区分	影響要因の区分		
大気環境	大気質	建設機械の稼働	<p>1.調査すべき情報</p> <p>(1) 窒素酸化物の濃度の状況</p> <p>(2) 気象の状況</p>
			<p>2.調査の基本的な手法</p> <p>(1) 窒素酸化物の濃度の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 「大気汚染常時監視データ」（国立研究開発法人 国立環境研究所）等による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析を行う。</p> <p>(2) 気象の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 「平年値（統計期間 1991～2020 年）」（気象庁）等による気象に係る情報の収集並びに当該情報の整理及び解析を行う。</p> <p>【現地調査】 「気象業務法施行規則」及び「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針」等に基づく方法により、地上の風向、風速、気温、湿度、日射量及び放射収支量を観測し、調査結果の整理及び解析を行う。</p>
			<p>3.調査地域</p> <p>窒素酸化物の拡散の特性を踏まえ、窒素酸化物に係る環境影響を受けるおそれがある地域として、対象事業実施区域及びその周辺とする。</p>
			<p>4.調査地点</p> <p>(1) 窒素酸化物の濃度の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 対象事業実施区域の最寄りの一般局（国設川崎（田島））とする（第 6.2-1 図（2））。</p> <p>(2) 気象の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 最寄りの気象官署である横浜地方気象台とする（第 6.2-1 図（1））。</p> <p>【現地調査】 対象事業実施区域内の 1 地点とする（第 6.2-1 図（2））。</p>
			<p>5.調査期間等</p> <p>(1) 窒素酸化物の濃度の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の 5 年間とする。</p> <p>(2) 気象の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 入手可能な最新のものとする。</p> <p>【現地調査】 1 年間の連続観測とする。</p>
			<p>6.予測の基本的な手法</p> <p>「NO<sub>x</sub> マニュアル」等に基づき、日平均値濃度の予測を行う。</p>
			<p>7.予測地域</p> <p>「3.調査地域」と同じとする。</p>
			<p>8.予測地点</p> <p>対象事業実施区域の近傍の窒素酸化物に係る環境影響を的確に把握できる地点とする。</p>
			<p>9.予測対象時期等</p> <p>船舶を含む建設機械の稼働に伴う窒素酸化物の排出量が最大となる時期とする。</p>

第6.2-1表(4) 調査、予測及び評価の手法（大気環境）

環境影響評価の項目		調査、予測及び評価の手法
環境要素の区分	影響要因の区分	
大気環境	大気質 窒素酸化物	建設機械の稼働 10.評価の手法 調査及び予測の結果に基づいて、以下の方法により評価を行う。 ・窒素酸化物に係る環境影響が、実行可能な範囲内で回避又は低減されているかを検討し、環境保全についての配慮が適正になされているかを検討する。 ・「二酸化窒素に係る環境基準について」及び「地域環境管理計画」との整合が図られているかを検討する。

第 6.2-1 表(5) 調査、予測及び評価の手法（大気環境）

環境影響評価の項目		調査、予測及び評価の手法
環境要素の区分	影響要因の区分	
大気環境 大気質 大気質 窒素酸化物	施設の稼働 (排ガス)	<p>1.調査すべき情報 (1) 二酸化窒素の濃度の状況 (2) 気象の状況</p> <p>2.調査の基本的な手法 (1) 二酸化窒素の濃度の状況 【文献その他の資料調査】 「大気汚染常時監視データ」（国立研究開発法人 国立環境研究所）等による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析を行う。 (2) 気象の状況 【文献その他の資料調査】 「平年値（統計期間 1991～2020 年）」（気象庁）等による気象に係る情報の収集並びに当該情報の整理及び解析を行う。 【現地調査】 a.地上気象観測 「気象業務法施行規則」及び「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針」等に基づく方法により、地上の風向、風速、気温、湿度、日射量及び放射収支量を観測し、調査結果の整理及び解析を行う。 b.上層気象観測 ドップラーライダーにより、煙突高度付近（80m）の風向、風速を観測し、調査結果の整理及び解析を行う。 c.高層気象観測 「高層気象観測指針」（気象庁、平成 16 年）に基づく方法等により、上空（高度 1,500m まで 50m ごと）の風向、風速及び気温を観測し、調査結果の整理及び解析を行う。</p> <p>3.調査地域 窒素酸化物に係る環境影響を受けるおそれがあると想定される地域を包含する範囲として、対象事業実施区域を中心とした半径約 20km の範囲（海域は除く）とする。</p> <p>4.調査地点 (1) 二酸化窒素の濃度の状況 【文献その他の資料調査】 対象事業実施区域を中心とした半径約 20km の範囲にあり、二酸化窒素を測定している一般局 34 地点とする（第 6.2-1 図（1））。 (2) 気象の状況 【文献その他の資料調査】 最寄りの気象官署である横浜地方気象台とする（第 6.2-1 図（1））。 【現地調査】 a.地上気象観測 対象事業実施区域内の 1 地点とする（第 6.2-1 図（2））。 b.上層気象観測 対象事業実施区域内の 1 地点とする（第 6.2-1 図（2））。 c.高層気象観測 対象事業実施区域周辺の 1 地点とする（第 6.2-1 図（1））。</p> <p>5.調査期間等 (1) 二酸化窒素の濃度の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の 5 年間とする。</p>

第 6.2-1 表(6) 調査、予測及び評価の手法（大気環境）

環境影響評価の項目		調査、予測及び評価の手法
環境要素の区分	影響要因の区分	
大気環境	大気質 二酸化窒素	<p>(2) 気象の状況  <b>【文献その他の資料調査】</b>          入手可能な最新のものとする。  <b>【現地調査】</b>          a.地上気象観測          1年間の連続観測とする。          b.上層気象観測          1年間の連続観測とする。          c.高層気象観測          1年間のうち、四季に各1回（1季につき1週間、1.5時間毎に1日16回の観測）とする。</p> <p>6.予測の基本的な手法          大気の拡散式に基づく数値計算とする。</p> <p>(1) 年平均値の予測          「NOxマニュアル」等に示す方法により予測を行う。</p> <p>(2) 日平均値の予測          「NOxマニュアル」等に示す方法により予測を行う。</p> <p>(3) 特殊気象条件下の予測          a.煙突ダウンウォッシュ発生時          「NOxマニュアル」等に示す方法等により、1時間値濃度の予測を行う。          b.建物ダウンウォッシュ発生時          米国環境保護庁（EPA）のISC-PRIMEモデルにより、1時間値濃度の予測を行う。          c.逆転層形成時          「NOxマニュアル」等に示す方法等により、1時間値濃度の予測を行う。          d.内部境界層によるフュミゲーション発生時          Lyons&amp;Coleのフュミゲーションモデルにより、1時間値濃度の予測を行う。          なお、内部境界層高度の推定式の比例係数は、「平坦な沿岸地域における海風時の熱的内部境界層高度－TOKAI 1982～83 大気拡散実験の再解析及びKASHIMA 1972～77 飛行機観測との比較－」（安達隆史他、大気環境学会誌第38巻第6号、平成15年）を参考に設定する。</p> <p>7.予測地域          「3.調査地域」と同じとする。</p> <p>8.予測地点          二酸化窒素の着地濃度が相対的に高くなる地域、住居地域等の保全の対象となる地域等を考慮して選定する。</p> <p>9.予測対象時期等          発電所の運転が定常状態となり、窒素酸化物に係る環境影響が最大になる時期とする。</p> <p>10.評価の手法          調査及び予測の結果に基づいて、以下の方法により評価を行う。          • 窒素酸化物に係る環境影響が、実行可能な範囲内で回避又は低減されているかを検討し、環境保全についての配慮が適正になされているかを検討する。          • 「二酸化窒素に係る環境基準について」及び「地域環境管理計画」との整合が図られているかを検討する。          • 参照として、年平均値及び日平均値予測結果において、必要に応じて運転開始前の近接する火力発電所の予測結果を記載する。</p>

第 6.2-1 表(7) 調査、予測及び評価の手法（大気環境）

環境影響評価の項目		調査、予測及び評価の手法
環境要素の区分	影響要因の区分	
大気環境 大気質	浮遊粒子状物質	<p>工事用資材等の搬出入</p> <p>1.調査すべき情報 (1) 浮遊粒子状物質の濃度の状況 (2) 気象の状況 (3) 道路構造及び当該道路における交通量に係る状況</p> <p>2.調査の基本的な手法 (1) 浮遊粒子状物質の濃度の状況 【文献その他の資料調査】 「大気汚染常時監視データ」（国立研究開発法人 国立環境研究所）等による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析を行う。 (2) 気象の状況 【文献その他の資料調査】 「平年値（統計期間 1991～2020 年）」（気象庁）等による気象に係る情報の収集並びに当該情報の整理及び解析を行う。 【現地調査】 「気象業務法施行規則」及び「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針」等に基づく方法により、地上の風向、風速、気温、湿度、日射量及び放射収支量を観測し、調査結果の整理及び解析を行う。 (3) 道路構造及び当該道路における交通量に係る状況 【文献その他の資料調査】 「道路交通センサス 一般交通量調査」（国土交通省）等による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析を行う。 【現地調査】 a.道路構造に係る状況 調査地点の道路の構造、車線数、幅員及び道路の縦横断形状について調査し、調査結果の整理を行う。 b.交通量に係る状況 調査地点の方向別、車種別に自動車交通量、走行速度を調査し、調査結果の整理及び解析を行う。</p> <p>3.調査地域 工事用資材等の搬出入及び資材等の搬出入に伴う車両の主要な輸送経路及びその周辺とする。</p> <p>4.調査地点 (1) 浮遊粒子状物質の濃度の状況 【文献その他の資料調査】 対象事業実施区域を中心とした半径約 10km の範囲にあり、浮遊粒子状物質を測定している一般局 9 地点及び自排局 7 地点とする（第 6.2-1 図（1））。 (2) 気象の状況 【文献その他の資料調査】 最寄りの気象官署である横浜地方気象台とする（第 6.2-1 図（1））。 【現地調査】 対象事業実施区域内の 1 地点とする（第 6.2-1 図（2））。 (3) 道路構造及び当該道路における交通量に係る状況 【文献その他の資料調査】 主要な輸送経路沿道及びその周辺における「道路交通センサス 一般交通量調査」（国土交通省）等による交通量の調査地点とする。 【現地調査】 主要な輸送経路沿道の 4 地点とする（第 6.2-1 図（2））。</p>

第 6.2-1 表(8) 調査、予測及び評価の手法（大気環境）

環境影響評価の項目		調査、予測及び評価の手法
環境要素の区分	影響要因の区分	
大気環境	大気質	浮遊粒子状物質
		工事用資材等の搬出入
		資材等の搬出入
		<p>5.調査期間等</p> <p>(1) 浮遊粒子状物質の濃度の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の5年間とする。</p> <p>(2) 気象の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新のものとする。 【現地調査】 1年間の連続観測とする。</p> <p>(3) 道路構造及び当該道路における交通量に係る状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新のものとする。 【現地調査】 交通量の状況を代表する平日の1日とし、24時間の連続測定を行う。</p>
		<p>6.予測の基本的な手法</p> <p>「NOxマニュアル」に基づくJEA修正型線煙源拡散式を用いた数値計算により、日平均濃度の予測を行う。</p>
		<p>7.予測地域</p> <p>「3.調査地域」と同じとする。</p>
		<p>8.予測地点</p> <p>「4.調査地点 (3) 道路構造及び当該道路における交通量に係る状況」の現地調査と同じ4地点とする。</p>
		<p>9.予測対象時期等</p> <p>(1) 工事用資材等の搬出入 工事用資材等の搬出入に伴う車両による浮遊粒子状物質の排出量が最大となる時期とする。</p> <p>(2) 資材等の搬出入 資材等の搬出入に伴う車両による浮遊粒子状物質の排出量が最大となる時期とする。</p>
		<p>10.評価の手法</p> <p>調査及び予測の結果に基づいて、以下の方法により評価を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・浮遊粒子状物質に係る環境影響が、実行可能な範囲内で回避又は低減されているかを検討し、環境保全についての配慮が適正になされているかを検討する。</li> <li>・「大気の汚染に係る環境基準について」(昭和48年環境庁告示第25号)及び「地域環境管理計画」との整合が図られているかを検討する。</li> </ul>

第 6.2-1 表(9) 調査、予測及び評価の手法（大気環境）

環境影響評価の項目		調査、予測及び評価の手法
環境要素の区分	影響要因の区分	
大気環境 大気質 浮遊粒子状物質	建設機械の稼働	<p>1.調査すべき情報 (1) 浮遊粒子状物質の濃度の状況 (2) 気象の状況</p> <p>2.調査の基本的な手法 (1) 浮遊粒子状物質の濃度の状況 【文献その他の資料調査】 「大気汚染常時監視データ」（国立研究開発法人 国立環境研究所）等による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析を行う。 (2) 気象の状況 【文献その他の資料調査】 「平年値（統計期間 1991～2020 年）」（気象庁）等による気象に係る情報の収集並びに当該情報の整理及び解析を行う。 【現地調査】 「気象業務法施行規則」及び「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針」等に基づく方法により、地上の風向、風速、気温、湿度、日射量及び放射収支量を観測し、調査結果の整理及び解析を行う。</p> <p>3.調査地域 浮遊粒子状物質の拡散の特性を踏まえ、浮遊粒子状物質に係る環境影響を受けるおそれがある地域として、対象事業実施区域及びその周辺とする。</p> <p>4.調査地点 (1) 浮遊粒子状物質の濃度の状況 【文献その他の資料調査】 対象事業実施区域の最寄りの一般局（国設川崎（田島））とする（第 6.2-1 図（2））。 (2) 気象の状況 【文献その他の資料調査】 最寄りの気象官署である横浜地方気象台とする（第 6.2-1 図（1））。 【現地調査】 対象事業実施区域内の 1 地点とする（第 6.2-1 図（2））。</p> <p>5.調査期間等 (1) 浮遊粒子状物質の濃度の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の 5 年間とする。 (2) 気象の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新のものとする。 【現地調査】 1 年間の連続観測とする。</p> <p>6.予測の基本的な手法 「NO<sub>x</sub> マニュアル」等に基づき、日平均値濃度の予測を行う。</p> <p>7.予測地域 「3.調査地域」と同じとする。</p> <p>8.予測地点 対象事業実地区域の近傍の浮遊粒子状物質に係る環境影響を的確に把握できる地点とする。</p> <p>9.予測対象時期等 船舶を含む建設機械の稼働に伴う浮遊粒子状物質の排出量が最大となる時期とする。</p>

第 6.2-1 表(10) 調査、予測及び評価の手法（大気環境）

環境影響評価の項目			調査、予測及び評価の手法
環境要素の区分	影響要因の区分		
大気環境	大気質	浮遊粒子状物質	建設機械の稼働 10.評価の手法 調査及び予測の結果に基づいて、以下の方法により評価を行う。 ・浮遊粒子状物質に係る環境影響が、実行可能な範囲内で回避又は低減されているかを検討し、環境保全についての配慮が適正になされているかを検討する。 ・「大気の汚染に係る環境基準について」及び「地域環境管理計画」との整合が図られているかを検討する。

第 6.2-1 表(11) 調査、予測及び評価の手法（大気環境）

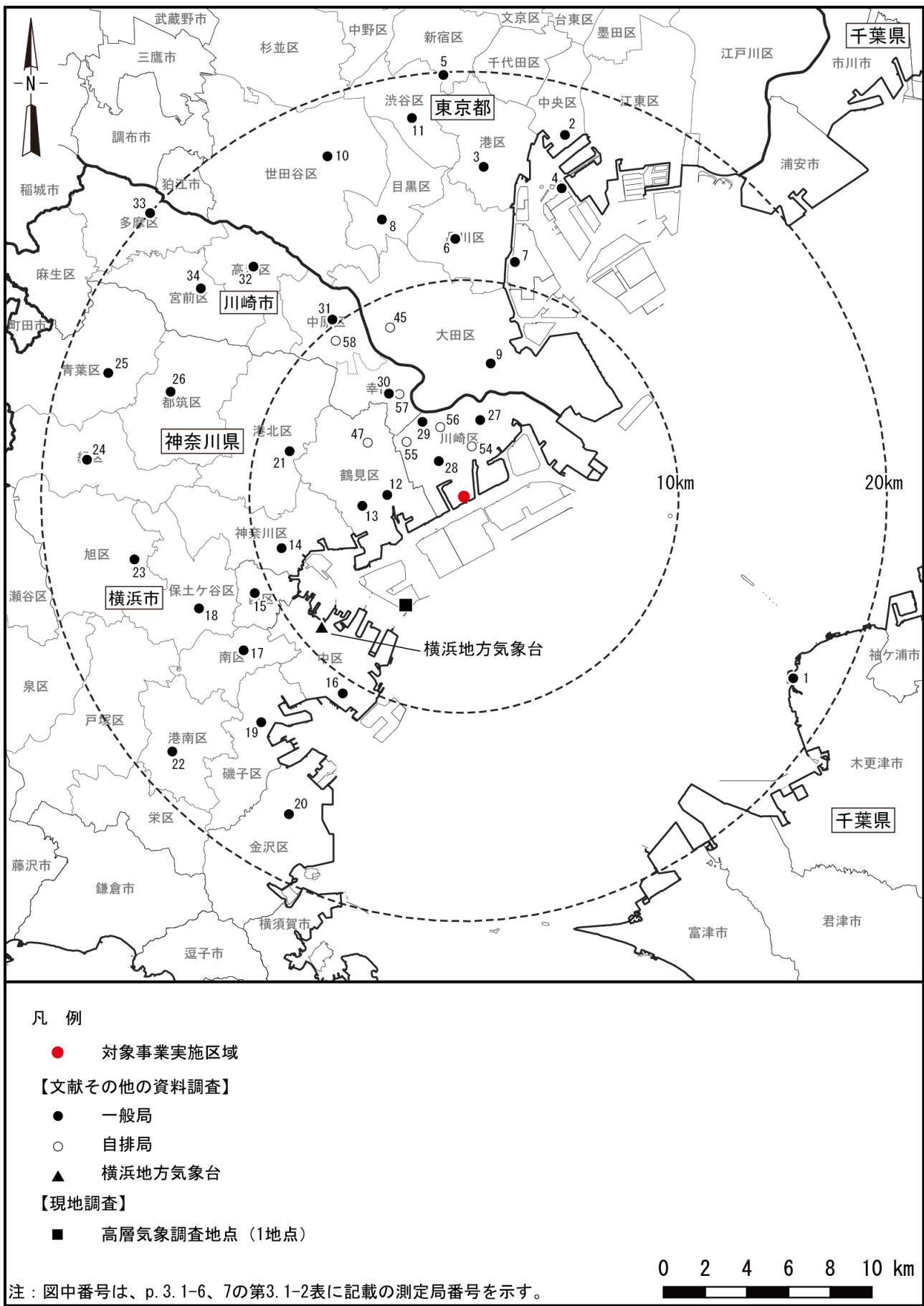
環境影響評価の項目		調査、予測及び評価の手法
環境要素の区分	影響要因の区分	
大気環境 大気質 粉じん等	工事用資材等の搬出入 資材等の搬出入	<p>1.調査すべき情報 (1) 気象の状況 (2) 交通量に係る状況</p> <p>2.調査の基本的な手法 (1) 気象の状況 【文献その他の資料調査】 「平年値（統計期間 1991～2020 年）」（気象庁）等による気象に係る情報の収集並びに当該情報の整理及び解析を行う。 【現地調査】 「気象業務法施行規則」及び「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針」等に基づく方法により、地上の風向、風速、気温、湿度、日射量及び放射収支量を観測し、調査結果の整理及び解析を行う。 (2) 交通量に係る状況 【文献その他の資料調査】 「道路交通センサス 一般交通量調査」（国土交通省）等による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析を行う。 【現地調査】 調査地点の方向別、車種別に自動車交通量、走行速度を調査し、調査結果の整理及び解析を行う。</p> <p>3.調査地域 工事用資材等の搬出入及び資材等の搬出入に伴う車両の主要な輸送経路及びその周辺とする。</p> <p>4.調査地点 (1) 気象の状況 【文献その他の資料調査】 最寄りの気象官署である横浜地方気象台とする（第 6.2-1 図（1））。 【現地調査】 対象事業実施区域内の 1 地点とする（第 6.2-1 図（2））。</p> <p>(2) 交通量に係る状況 【文献その他の資料調査】 主要な輸送経路沿道及びその周辺における「道路交通センサス 一般交通量調査」（国土交通省）等による交通量の調査地点とする。 【現地調査】 主要な輸送経路沿道の 4 地点とする（第 6.2-1 図（2））。</p> <p>5.調査期間等 (1) 気象の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新のものとする。 【現地調査】 1 年間の連続観測とする。</p> <p>(2) 交通量に係る状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新のものとする。 【現地調査】 交通量の状況を代表する平日の 1 日とし、24 時間の連続測定を行う。</p> <p>6.予測の基本的な手法 工事用資材等の搬出入及び資材等の搬出入に用いる車両の走行台数が将来交通量に占める割合により予測を行う。</p>

第 6.2-1 表(12) 調査、予測及び評価の手法（大気環境）

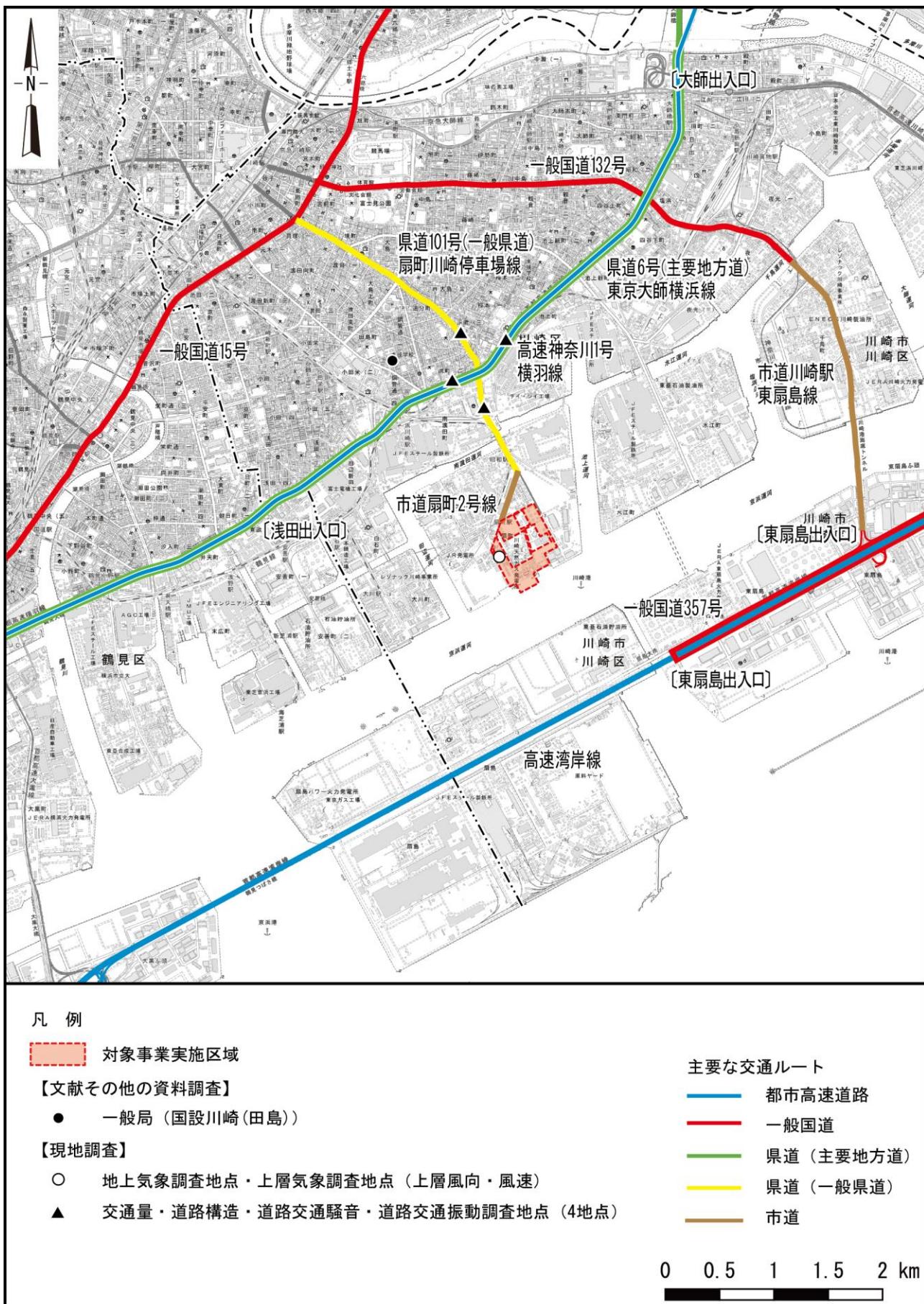
環境影響評価の項目		調査、予測及び評価の手法
環境要素の区分	影響要因の区分	
大気環境	大気質 粉じん等	<p>工事用資材等の搬出入</p> <p>7.予測地域 「3.調査地域」と同じとする。</p> <p>8.予測地点 「4.調査地点 (2) 道路交通の状況」の現地調査と同じ4地点とする。</p> <p>9.予測対象時期等</p> <p>(1) 工事用資材等の搬出入 工事用資材等の搬出入に伴う車両の交通量が最大となる時期とする。</p> <p>(2) 資材等の搬出入 資材等の搬出入に伴う車両の交通量が最大となる時期とする。</p> <p>10.評価の手法 調査及び予測の結果に基づいて、以下の方法により評価を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>粉じん等に係る環境影響が、実行可能な範囲内で回避又は低減されているかを検討し、環境保全についての配慮が適正になされているかを検討する。</li> </ul>

第 6.2-1 表(13) 調査、予測及び評価の手法（大気環境）

環境影響評価の項目		調査、予測及び評価の手法
環境要素の区分	影響要因の区分	
大気環境 大気質 粉じん等	建設機械の稼働	<p>1.調査すべき情報 (1) 気象の状況</p> <p>2.調査の基本的な手法 (1) 気象の状況 【文献その他の資料調査】 「平年値（統計期間 1991～2020 年）」（気象庁）等による気象に係る情報の収集並びに当該情報の整理及び解析を行う。 【現地調査】 「気象業務法施行規則」及び「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針」等に基づく方法により、地上の風向、風速、気温、湿度、日射量及び放射収支量を観測し、調査結果の整理及び解析を行う。</p> <p>3.調査地域 粉じん等の拡散の特性を踏まえ、粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがある地域として、対象事業実施区域及びその周辺とする。</p> <p>4.調査地点 (1) 気象の状況 【文献その他の資料調査】 最寄りの気象官署である横浜地方気象台とする（第 6.2-1 図（1））。 【現地調査】 対象事業実施区域内の 1 地点とする（第 6.2-1 図（2））。</p> <p>5.調査期間等 (1) 気象の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新のものとする 【現地調査】 1 年間の連続観測とする。</p> <p>6.予測の基本的な手法 環境保全のために講じようとする対策を踏まえ、定性的な予測を行う。</p> <p>7.予測地域 「3.調査地域」と同じとする。</p> <p>8.予測地点 対象事業実施区域周辺の住居地域とする。</p> <p>9.予測対象時期等 建設機械の稼働による粉じん等に係る環境影響が最大となる時期とする。</p> <p>10.評価の手法 調査及び予測の結果に基づいて、以下の方法により評価を行う。 ・粉じん等に係る環境影響が、実行可能な範囲内で回避又は低減されているかを検討し、環境保全についての配慮が適正になされているかを検討する。</p>



第 6. 2-1 図(1) 大気環境調査位置 (広域：大気質、気象)



第 6.2-1 図(2) 大気環境調査位置（気象、交通量等）

第 6.2-1 表(14) 調査、予測及び評価の手法（大気環境）

環境影響評価の項目		調査、予測及び評価の手法
環境要素の区分	影響要因の区分	
大気環境 騒音 騒音	工事用資材等の搬出入 資材等の搬出入	<p>1.調査すべき情報            (1) 道路交通騒音の状況            (2) 沿道の状況            (3) 道路構造及び当該道路における交通量に係る状況</p> <p>2.調査の基本的な手法            (1) 道路交通騒音の状況  <b>【文献その他の資料調査】</b>            「大気・水環境対策の取組」（川崎市）等による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析を行う。  <b>【現地調査】</b>            「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年環境庁告示第 64 号）に定められた騒音レベル測定方法（JIS Z 8731）に基づき等価騒音レベルを測定し、調査結果の整理及び解析を行う。            (2) 沿道の状況  <b>【文献その他の資料調査】</b>            都市計画用途地域図等による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析を行う。  <b>【現地調査】</b>            調査地点の沿道における学校及び病院等の施設や住宅の状況等について調査し、調査結果を整理する。            (3) 道路構造及び当該道路における交通量に係る状況  <b>【文献その他の資料調査】</b>            「道路交通センサス 一般交通量調査」（国土交通省）等による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析を行う。  <b>【現地調査】</b>            a.道路構造に係る状況            調査地点の道路の構造、車線数、幅員及び道路の縦横断形状、地表面の状況について調査し、調査結果の整理を行う。            b.交通量に係る状況            調査地点の方向別、車種別に自動車交通量、走行速度を調査し、調査結果の整理及び解析を行う。</p> <p>3.調査地域            工事用資材等の搬出入及び資材等の搬出入に伴う車両の主要な輸送経路及びその周辺とする。</p> <p>4.調査地点            (1) 道路交通騒音の状況  <b>【文献その他の資料調査】</b>            主要な輸送経路沿道における「大気・水環境対策の取組」（川崎市）等による道路交通騒音の調査地点とする。  <b>【現地調査】</b>            主要な輸送経路沿道の 4 地点とする（第 6.2-1 図（2））。            (2) 沿道の状況  <b>【文献その他の資料調査】</b>            主要な輸送経路沿道とする。  <b>【現地調査】</b>            「(1) 道路交通騒音の状況」の現地調査と同じ 4 地点とする。</p>

第 6.2-1 表(15) 調査、予測及び評価の手法（大気環境）

環境影響評価の項目		調査、予測及び評価の手法
環境要素の区分	影響要因の区分	
大気環境	騒音	<p>工事用資材等の搬出入</p> <p>資材等の搬出入</p> <p>(3) 道路構造及び当該道路における交通量に係る状況  <b>【文献その他の資料調査】</b>          主要な輸送経路沿道及びその周辺における「道路交通センサス 一般交通量調査」(国土交通省)等による交通量の調査地点とする。  <b>【現地調査】</b>          「(1) 道路交通騒音の状況」の現地調査と同じ4地点とする。</p> <p>5.調査期間等</p> <p>(1) 道路交通騒音の状況  <b>【文献その他の資料調査】</b>          入手可能な最新のものとする。  <b>【現地調査】</b>          交通量の状況を代表する平日の1日とし、24時間の連続測定を行う。</p> <p>(2) 沿道の状況  <b>【文献その他の資料調査】</b>          入手可能な最新のものとする。  <b>【現地調査】</b>          「(1) 道路交通騒音の状況」の現地調査と同じ日とする。</p> <p>(3) 道路構造及び当該道路における交通量に係る状況  <b>【文献その他の資料調査】</b>          入手可能な最新のものとする。  <b>【現地調査】</b>          「(1) 道路交通騒音の状況」の現地調査と同じ日とする。</p> <p>6.予測の基本的な手法</p> <p>道路交通騒音の予測モデル（日本音響学会 ASJ RTN-Model 2023）により、等価騒音レベルの予測を行う。</p> <p>7.予測地域</p> <p>「3.調査地域」と同じとする。</p> <p>8.予測地点</p> <p>「4.調査地点 (1) 騒音の状況」の現地調査と同じ4地点とする。</p> <p>9.予測対象時期等</p> <p>(1) 工事用資材等の搬出入          工事用資材等の搬出入に伴う車両の小型車換算交通量が最大となる時期とする。</p> <p>(2) 資材等の搬出入          資材等の搬出入に伴う車両の小型車換算交通量が最大となる時期とする。</p> <p>10.評価の手法</p> <p>調査及び予測の結果に基づいて、以下の方法により評価を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・騒音に係る環境影響が、実行可能な範囲内で回避又は低減されているかを検討し、環境保全についての配慮が適正になされているかを検討する。</li> <li>・「騒音に係る環境基準について」及び「騒音規制法」(昭和43年法律第98号)に基づく自動車騒音の要請限度との整合が図られているかを検討する。</li> <li>・「地域環境管理計画」との整合が図られているかを検討する。</li> </ul>

第 6.2-1 表(16) 調査、予測及び評価の手法（大気環境）

環境影響評価の項目		調査、予測及び評価の手法
環境要素の区分	影響要因の区分	
大気環境	騒音	<p>建設機械の稼働</p> <p>1.調査すべき情報 (1) 騒音の状況 (2) 地表面の状況</p> <p>2.調査の基本的な手法 (1) 騒音の状況 【現地調査】 「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」（昭和43年厚生省・建設省告示第1号）及び「騒音に係る環境基準について」に定められた騒音レベル測定方法（JIS Z 8731）に基づき等価騒音レベル及び時間率騒音レベルを測定し、調査結果の整理及び解析を行う。 (2) 地表面の状況 【現地調査】 音の伝搬の特性を踏まえ、裸地・草地・舗装面等地表面の状況並びに障壁等の存在について、現地踏査により確認し、調査結果の整理を行う。</p> <p>3.調査地域 音の伝搬の特性を踏まえ、騒音に係る環境影響を受けるおそれがある地域として、対象事業実施区域及びその周辺とする。</p> <p>4.調査地点 (1) 騒音の状況 【現地調査】 対象事業実施区域の敷地境界及び周辺地域の計5地点とする（第6.2-1図(3)）。 (2) 地表面の状況 【現地調査】 騒音の発生源から対象事業実施区域の敷地境界及び周辺地域の住居等に至る経路とする。</p> <p>5.調査期間等 (1) 騒音の状況 【現地調査】 騒音の状況を代表する平日の1日とし、24時間の連続測定を行う。 (2) 地表面の状況 【現地調査】 「(1) 騒音の状況」の現地調査と同じ日とする。</p> <p>6.予測の基本的な手法 建設工事騒音の予測モデル（日本音響学会 ASJ CN-Model 2007）により、騒音レベルの予測を行う。</p> <p>7.予測地域 「3.調査地域」と同じとする。</p> <p>8.予測地点 「4. 調査地点 (1) 騒音の状況」の現地調査と同じ5地点とする。</p> <p>9.予測対象時期等 建設機械の稼働に伴う騒音に係る環境影響が最大となる時期とする。</p>

第 6.2-1 表(17) 調査、予測及び評価の手法（大気環境）

環境影響評価の項目		調査、予測及び評価の手法		
環境要素の区分	影響要因の区分			
大気環境	騒音	騒音	建設機械の稼働	10.評価の手法 調査及び予測の結果に基づいて、以下の方法により評価を行う。 ・騒音に係る環境影響が、実行可能な範囲内で回避又は低減されているかを検討し、環境保全についての配慮が適正になされているかを検討する。 ・「騒音に係る環境基準について」との整合が図られているかを検討するほか、「騒音規制法」に基づく「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」を準用して整合が図られているかを検討する。 ・「地域環境管理計画」との整合が図られているかを検討する。

第 6.2-1 表(18) 調査、予測及び評価の手法（大気環境）

環境影響評価の項目		調査、予測及び評価の手法
環境要素の区分	影響要因の区分	
大気環境	騒音	<p>施設の稼働 (機械等の稼働)</p> <p>1.調査すべき情報 (1) 騒音の状況 (2) 地表面の状況</p> <p>2.調査の基本的な手法 (1) 騒音の状況 【現地調査】 「騒音に係る環境基準について」及び「騒音規制法」に定められた騒音レベル測定方法（JIS Z 8731）に基づき等価騒音レベル及び時間率騒音レベルを測定し、調査結果の整理及び解析を行う。 (2) 地表面の状況 【現地調査】 音の伝搬の特性を踏まえ、裸地・草地・舗装面等地表面の状況並びに障壁等の存在について、現地踏査により確認し、調査結果の整理を行う。</p> <p>3.調査地域 音の伝搬の特性を踏まえ、騒音に係る環境影響を受けるおそれがある地域として、対象事業実施区域及びその周辺とする。</p> <p>4.調査地点 (1) 騒音の状況 【現地調査】 対象事業実施区域の敷地境界及び周辺地域の計5地点とする（第6.2-1図(3)）。 (2) 地表面の状況 【現地調査】 騒音の発生源から対象事業実施区域の敷地境界及び周辺地域の住居等に至る経路とする。</p> <p>5.調査期間等 (1) 騒音の状況 【現地調査】 騒音の状況を代表する平日の1日とし、24時間の連続測定を行う。 (2) 地表面の状況 【現地調査】 「(1) 騒音の状況」の現地調査と同じ日とする。</p> <p>6.予測の基本的な手法 距離減衰、障壁による回折減衰、空気吸収等による減衰を考慮した伝搬理論式に基づいて、騒音レベルの予測を行う。</p> <p>7.予測地域 「3.調査地域」と同じとする。</p> <p>8.予測地点 「4.調査地点 (1) 騒音の状況」の現地調査と同じ5地点とする。</p> <p>9.予測対象時期等 発電所の運転が定常状態となり、騒音に係る環境影響が最大になる時期とする。</p> <p>10.評価の手法 調査及び予測の結果に基づいて、以下の方法により評価を行う。 ・騒音に係る環境影響が、実行可能な範囲内で回避又は低減されているかを検討し、環境保全についての配慮が適正になされているかを検討する。 ・「騒音に係る環境基準について」、「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」（川崎市、平成11年条例第50号）及び「地域環境管理計画」との整合が図られているかを検討する。</p>

第 6.2-1 表(19) 調査、予測及び評価の手法（大気環境）

環境影響評価の項目		調査、予測及び評価の手法
環境要素の区分	影響要因の区分	
大気環境	振動	<p>工事用資材等の搬出入</p> <p>資材等の搬出入</p> <p>1.調査すべき情報            (1) 道路交通振動の状況            (2) 沿道の状況            (3) 道路構造及び当該道路における交通量に係る状況</p> <p>2.調査の基本的な手法            (1) 道路交通振動の状況  <b>【文献その他の資料調査】</b>            「大気・水環境対策の取組」（川崎市）等による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析を行う。  <b>【現地調査】</b>            「振動規制法施行規則」（昭和 51 年総理府令第 58 号）に定められた振動レベル測定方法（振動規制法施行規則別表第 2 備考）に基づき時間率振動レベルの測定を行い、調査結果の整理及び解析を行う。            (2) 沿道の状況  <b>【文献その他の資料調査】</b>            都市計画用途地域図等による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析を行う。  <b>【現地調査】</b>            調査地点の沿道における学校及び病院等の施設や住宅の状況等について調査し、調査結果を整理する。            (3) 道路構造及び当該道路における交通量に係る状況  <b>【文献その他の資料調査】</b>            「道路交通センサス 一般交通量調査」（国土交通省）等による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析を行う。  <b>【現地調査】</b>            a.道路構造に係る状況            調査地点の道路の構造、車線数、幅員、道路の縦横断形状及び地盤卓越振動数について調査し、調査結果の整理を行う。            b.交通量に係る状況            調査地点の方向別、車種別に自動車交通量、走行速度を調査し、調査結果の整理及び解析を行う。</p> <p>3.調査地域            工事用資材等の搬出入及び資材等の搬出入に伴う車両の主要な輸送経路及びその周辺とする。</p> <p>4.調査地点            (1) 道路交通振動の状況  <b>【文献その他の資料調査】</b>            主要な輸送経路沿道における「大気・水環境対策の取組」（川崎市）等による道路交通振動の調査地点とする。  <b>【現地調査】</b>            主要な輸送経路沿道の 4 地点とする（第 6.2-1 図（2））。            (2) 沿道の状況  <b>【文献その他の資料調査】</b>            主要な輸送経路沿道とする。  <b>【現地調査】</b>            「(1) 道路交通振動の状況」の現地調査と同じ 4 地点とする。</p>

第 6.2-1 表(20) 調査、予測及び評価の手法（大気環境）

環境影響評価の項目		調査、予測及び評価の手法
環境要素の区分	影響要因の区分	
大気環境	振動	<p>工事用資材等の搬出入</p> <p>資材等の搬出入</p> <p>(3) 道路構造及び当該道路における交通量に係る状況  <b>【文献その他の資料調査】</b>          主要な輸送経路沿道及びその周辺における「道路交通センサス 一般交通量調査」(国土交通省)等による交通量の調査地点とする。  <b>【現地調査】</b>          「(1) 道路交通振動の状況」の現地調査と同じ4地点とする。</p> <p>5.調査期間等</p> <p>(1) 道路交通振動の状況  <b>【文献その他の資料調査】</b>          入手可能な最新のものとする。  <b>【現地調査】</b>          交通量の状況を代表する平日の1日とし、24時間の連続測定を行う。</p> <p>(2) 沿道の状況  <b>【文献その他の資料調査】</b>          入手可能な最新のものとする。  <b>【現地調査】</b>          「(1) 道路交通振動の状況」の現地調査と同じ日とする。</p> <p>(3) 道路構造及び当該道路における交通量に係る状況  <b>【文献その他の資料調査】</b>          入手可能な最新のものとする。  <b>【現地調査】</b>          「(1) 道路交通振動の状況」の現地調査と同じ日とする。</p> <p>6.予測の基本的な手法</p> <p>「道路交通振動の予測計算式（道路環境影響評価の技術手法（平成24年度版）（国土交通省、平成25年））により、時間率振動レベルの予測を行う。</p> <p>7.予測地域</p> <p>「3.調査地域」と同じとする。</p> <p>8.予測地点</p> <p>「4.調査地点 (1) 道路交通振動の状況」の現地調査と同じ4地点とする。</p> <p>9.予測対象時期等</p> <p>(1) 工事用資材等の搬出入          工事用資材等の搬出入に伴う車両の小型車換算交通量が最大となる時期とする。</p> <p>(2) 資材等の搬出入          資材等の搬出入に伴う車両の小型車換算交通量が最大となる時期とする。</p> <p>10.評価の手法</p> <p>調査及び予測の結果に基づいて、以下の方法により評価を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・振動に係る環境影響が、実行可能な範囲内で回避又は低減されているかを検討し、環境保全についての配慮が適正になされているかを検討する。</li> <li>・「振動規制法」（昭和51年法律第64号）に基づく道路交通振動の要請限度及び「地域環境管理計画」との整合が図られているかを検討する。</li> </ul>

第 6.2-1 表(21) 調査、予測及び評価の手法（大気環境）

環境影響評価の項目		調査、予測及び評価の手法
環境要素の区分	影響要因の区分	
大気環境	振動	<p>建設機械の稼働</p> <p>1.調査すべき情報 (1) 地盤の状況 (2) 振動の状況</p> <p>2.調査の基本的な手法 (1) 地盤の状況 【文献その他の資料調査】 土地分類図等により、地盤の状況等に係る情報の収集並びに当該情報の整理を行う。 (2) 振動の状況 【現地調査】 「振動規制法施行規則」（昭和 51 年総理府令第 58 号）に定められた振動レベル測定方法（振動規制法施行規則別表第 1 備考）に基づき時間率振動レベルの測定を行い、調査結果の整理及び解析を行う。</p> <p>3.調査地域 振動の伝搬の特性を踏まえ、振動に係る環境影響を受けるおそれがある地域として、対象事業実施区域及びその周辺とする。</p> <p>4.調査地点 (1) 地盤の状況 【文献その他の資料調査】 対象事業実施区域及びその周辺とする。 (2) 振動の状況 【現地調査】 対象事業実施区域の敷地境界及び周辺地域の計 5 地点とする（第 6.2-1 図（3））。</p> <p>5.調査期間等 (1) 地盤の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新のものとする。 (2) 振動の状況 【現地調査】 振動の状況を代表する平日の 1 日とし、24 時間の連続測定を行う。</p> <p>6.予測の基本的な手法 振動の伝搬理論に基づく計算式により、予測地点における建設機械の稼働に伴う振動レベルの予測計算を行う。</p> <p>7.予測地域 「3.調査地域」と同じとする。</p> <p>8.予測地点 「4.調査地点」（1）振動の状況の現地調査と同じ 5 地点とする。</p> <p>9.予測対象時期等 建設機械の稼働に伴う振動に係る環境影響が最大となる時期とする。</p> <p>10.評価の手法 調査及び予測の結果に基づいて、以下の方法により評価を行う。 ・振動に係る環境影響が、実行可能な範囲内で回避又は低減されているかを検討し、環境保全についての配慮が適正になされているかを検討する。 ・「振動規制法施行規則」第 11 条に定める特定建設作業の規制に関する基準を準用して整合が図られているかを検討する。 ・「地域環境管理計画」との整合が図られているかを検討する。</p>

第 6.2-1 表(22) 調査、予測及び評価の手法（大気環境）

環境影響評価の項目		調査、予測及び評価の手法
環境要素の区分	影響要因の区分	
大気環境	振動	<p>施設の稼働（機械等の稼働）</p> <p>1.調査すべき情報 (1) 地盤の状況 (2) 振動の状況</p> <p>2.調査の基本的な手法 (1) 地盤の状況 【文献その他の資料調査】 土地分類図等により、地盤の状況等に係る情報の収集並びに当該情報の整理を行う。 (2) 振動の状況 【現地調査】 「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準」（昭和 51 年環境庁告示第 90 号）に定められた振動レベル測定方法（特定工場等において発生する振動の規制に関する基準第 1 条備考）に基づき時間率振動レベルの測定を行い、調査結果の整理及び解析を行う。</p> <p>3.調査地域 振動の伝搬の特性を踏まえ、振動に係る環境影響を受けるおそれがある地域として、対象事業実施区域及びその周辺とする。</p> <p>4.調査地点 (1) 地盤の状況 【文献その他の資料調査】 対象事業実施区域及びその周辺とする。 (2) 振動の状況 【現地調査】 対象事業実施区域の敷地境界及び周辺地域の計 5 地点とする（第 6.2-1 図（3））。</p> <p>5.調査期間等 (1) 地盤の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新のものとする。 (2) 振動の状況 【現地調査】 振動の状況を代表する平日の 1 日とし、24 時間の連続測定を行う。</p> <p>6.予測の基本的な手法 振動の伝搬理論に基づく計算式により、予測地点における施設の稼働に伴う振動レベルの予測を行う。</p> <p>7.予測地域 「3.調査地域」と同じとする。</p> <p>8.予測地点 「4.調査地点（1）振動の状況」の現地調査と同じ 5 地点とする。</p> <p>9.予測対象時期等 発電所の運転が定常状態となり、振動に係る環境影響が最大になる時期とする。</p> <p>10.評価の手法 調査及び予測の結果に基づいて、以下の方法により評価を行う。 ・振動に係る環境影響が、実行可能な範囲内で回避又は低減されているかを検討し、環境保全についての配慮が適正になされているかを検討する。 ・「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」及び「地域環境管理計画」との整合が図られているかを検討する。</p>

第 6.2-1 表(23) 調査、予測及び評価の手法（大気環境）

環境影響評価の項目		調査、予測及び評価の手法
環境要素の区分	影響要因の区分	
大気環境 その他	低周波音	<p>施設の稼働 (機械等の稼働)</p> <p>1.調査すべき情報 (1) 低周波音の状況 (2) 地表面の状況</p> <p>2.調査の基本的な手法 (1) 低周波音の状況 【現地調査】 「低周波音の測定方法に関するマニュアル」(環境庁大気保全局 平成12年)に定める測定方法に定められた低周波レベルを測定し、調査結果の整理及び解析を行う。 (2) 地表面の状況 【現地調査】 音の伝搬の特性を踏まえ、裸地・草地・舗装面等地表面の状況並びに障壁等の存在について、現地踏査により確認し、調査結果の整理を行う。</p> <p>3.調査地域 音の伝搬の特性を踏まえ、低周波音に係る環境影響を受けるおそれがある地域として、対象事業実施区域及びその周辺とする。</p> <p>4.調査地点 (1) 低周波音の状況 【現地調査】 対象事業実施区域の敷地境界及び周辺地域の計5地点とする(第6.2-1図(3))。 (2) 地表面の状況 【現地調査】 低周波音の発生源から対象事業実施区域の敷地境界及び周辺地域の住居等に至る経路とする。</p> <p>5.調査期間等 (1) 低周波音の状況 【現地調査】 低周波音の状況を代表する平日の1日とし、24時間の連続測定を行う。 (2) 地表面の状況 【現地調査】 「(1) 低周波音の状況」の現地調査と同じ日とする。</p> <p>6.予測の基本的な手法 音の伝搬理論に基づく計算式により、予測地点における施設の稼働に伴う低周波音レベルの予測を行う。</p> <p>7.予測地域 「3.調査地域」と同じとする。</p> <p>8.予測地点 「4.調査地点 (1) 低周波音の状況」の現地調査と同じ5地点とする。</p> <p>9.予測対象時期等 発電所の運転が定常状態となり、低周波音に係る環境影響が最大になる時期とする。</p> <p>10.評価の手法 調査及び予測の結果に基づいて、以下の方法により評価を行う。 ・低周波音に係る環境影響が、実行可能な範囲内で回避又は低減されているかを検討し、環境保全についての配慮が適正になされているかを検討する。 ・「地域環境管理計画」との整合が図られているかを検討する。</p>

第 6.2-1 表(24) 調査、予測及び評価の手法（大気環境）

環境影響評価の項目		調査、予測及び評価の手法
環境要素の区分	影響要因の区分	
大気環境 その他	冷却塔白煙	<p>施設の稼働 (機械等の稼働)</p> <p>1.調査すべき情報 (1) 気象の状況</p> <p>2.調査の基本的な手法 【文献その他の資料調査】 「平年値（統計期間 1991～2020 年）」（気象庁）等による気象に係る情報の収集並びに当該情報の整理及び解析を行う。 【現地調査】 「気象業務法施行規則」及び「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針」等に基づく方法により、地上の風向、風速、気温、湿度、日射量及び放射収支量を観測し、調査結果の整理及び解析を行う。</p> <p>3.調査地域 対象事業実施区域及びその周辺とする。</p> <p>4.調査地点 【文献その他の資料調査】 最寄りの気象官署である横浜地方気象台とする（第 6.2-1 図（1））。 【現地調査】 対象事業実施区域内の 1 地点とする（第 6.2-1 図（2））。</p> <p>5.調査期間等 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新のものとする。 【現地調査】 1 年間の連続観測とする。</p> <p>6.予測の基本的な手法 (1) 年間出現頻度の予測 地上気象観測結果及び白煙の拡散の数値モデル（「発電所アセスの手引」記載の電力中央研究所モデル）により、年間の出現頻度を予測する。 (2) 短時間の予測 (1) と同じ数値モデルにより、冷却塔白煙が最も発達しやすい気象条件における短時間の予測を行い、到達距離、高度等を把握する。 (3) 着地水滴の予測 (1) と同じ数値モデルにより、飛沫水滴の影響を予測する。</p> <p>7.予測地域 既往の事例から、対象事業実施区域から半径約 3km の範囲とする。</p> <p>8.予測地点 予測地域における、住居地域、道路、運河等を対象とする。</p> <p>9.予測対象時期等 発電所の運転が定常状態となり、冷却塔白煙に係る環境影響が最大になる時期とする。</p> <p>10.評価の手法 調査及び予測の結果に基づいて、以下の方法により評価を行う。 ・冷却塔白煙に係る環境影響が、実行可能な範囲内で回避又は低減されているかを検討し、周辺の住居地域及び交通機関等の保全対象への配慮が適正になされているかを検討する。</p>



第 6.2-1 図(3) 大気環境調査位置（騒音・振動・低周波音）

第 6.2-2 表(1) 調査、予測及び評価の手法（水環境）

環境影響評価の項目		調査、予測及び評価の手法
環境要素の区分	影響要因の区分	
水環境	水質 水の汚れ	<p>施設の稼働（排水）</p> <p>1.調査すべき情報 (1) 化学的酸素要求量の状況</p> <p>2.調査の基本的な手法 【文献その他の資料調査】 「神奈川県公共用水域及び地下水の水質測定結果」(神奈川県) 等による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析を行う。</p> <p>3.調査地域 水の汚れに係る環境影響を受けるおそれがある範囲を十分に包含する範囲として、排水口の周辺海域とする。</p> <p>4.調査地点 【文献その他の資料調査】 排水口の周辺海域の公共用水域水質測定点 5 点及び川崎市水質測定点 5 地点とする（第 6.2-2 図）。</p> <p>5.調査期間等 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の 5 年間とする。</p> <p>6.予測の基本的な手法 環境保全のために講じようとする対策を踏まえ、事例の引用または解析により予測を行う。</p> <p>7.予測地域 「3.調査地域」と同じとする。</p> <p>8.予測地点 水の汚れに係る環境影響が的確に把握できる地点として、排水口及び周辺海域とする。</p> <p>9.予測対象時期等 発電所の運転が定常状態となり、化学的酸素要求量の負荷量が最大になる時期とする。</p> <p>10.評価の手法 調査及び予測の結果に基づいて、以下の方法により評価を行う。            • 水の汚れに係る環境影響が、実行可能な範囲内で回避又は低減されているかを検討し、環境保全についての配慮が適正になされているかを検討する。            • 「水質汚濁防止法」(昭和 45 年法律第 138 号)に基づく規制基準及び「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和 46 年環境庁告示第 59 号)との整合が図られているかを検討する。            • 「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」及び「地域環境管理計画」との整合が図られているかを検討する。         </p>

第 6.2-2 表(2) 調査、予測及び評価の手法（水環境）

環境影響評価の項目		調査、予測及び評価の手法
環境要素の区分	影響要因の区分	
水環境	水質 富栄養化	<p>施設の稼働（排水）</p> <p>1.調査すべき情報 (1) 全窒素及び全燐の状況</p> <p>2.調査の基本的な手法 【文献その他の資料調査】 「神奈川県公共用水域及び地下水の水質測定結果」(神奈川県) 等による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析を行う。</p> <p>3.調査地域 水の汚れに係る環境影響を受けるおそれがある範囲を十分に包含する範囲として、排水口の周辺海域とする。</p> <p>4.調査地点 【文献その他の資料調査】 排水口の周辺海域の公共用水域水質測定点 5 点及び川崎市水質測定点 5 地点とする（第 6.2-2 図）。</p> <p>5.調査期間等 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の 5 年間とする。</p> <p>6.予測の基本的な手法 環境保全のために講じようとする対策を踏まえ、事例の引用または解析により予測を行う。</p> <p>7.予測地域 「3.調査地域」と同じとする。</p> <p>8.予測地点 水の汚れに係る環境影響が的確に把握できる地点として、排水口及び周辺海域とする。</p> <p>9.予測対象時期等 発電所の運転が定常状態となり、全窒素及び全燐の負荷量が最大になる時期とする。</p> <p>10.評価の手法 調査及び予測の結果に基づいて、以下の方法により評価を行う。            • 水の汚れに係る環境影響が、実行可能な範囲内で回避又は低減されているかを検討し、環境保全についての配慮が適正になされているかを検討する。            • 「水質汚濁防止法」(昭和 45 年法律第 138 号)に基づく規制基準及び「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和 46 年環境庁告示第 59 号)との整合が図られているかを検討する。            • 「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」及び「地域環境管理計画」との整合が図られているかを検討する。</p>

第 6.2-2 表(3) 調査、予測及び評価の手法（水環境）

環境影響評価の項目		調査、予測及び評価の手法
環境要素の区分	影響要因の区分	
水環境	水質 水の濁り	<p>建設機械の稼働 (1) 浮遊物質量の状況</p> <p>2.調査の基本的な手法 【文献その他の資料調査】 「川崎港港湾計画資料（その2）-改訂-」（川崎港港湾管理者）等による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析を行う。 【現地調査】 バンドーン採水器を用いて採水し、「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号）に定められた方法により浮遊物質量の測定を行い、調査結果の整理及び解析を行う。</p> <p>3.調査地域 水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがある範囲を十分に包含する範囲として、対象事業実施区域及びその周辺海域とする。</p> <p>4.調査地点 【文献その他の資料調査】 対象事業実施区域及びその周辺海域の川崎港港湾計画資料の水質測定点 1 地点とする（第 6.2-2 図）。 【現地調査】 対象事業実施区域及びその周辺海域の 1 地点とする（第 6.2-2 図）。</p> <p>5.調査期間等 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とする。 【現地調査】 1 年間のうち、四季に各 1 回とする。</p> <p>6.予測の基本的な手法 環境保全のために講じようとする対策を踏まえ、類似事例等を参考に海域への影響の程度について予測を行う。</p> <p>7.予測地域 「3.調査地域」と同じとする。</p> <p>8.予測地点 水の濁りに係る環境影響が的確に把握できる地点とする。</p> <p>9.予測対象時期等 建設機械の稼働及び造成等の施工に伴う排水による水の濁りに係る環境影響が最大となる時期とする。</p> <p>10.評価の手法 調査及び予測の結果に基づいて、以下の方法により評価を行う。 ・水の濁りに係る環境影響が、実行可能な範囲内で回避又は低減されているかを検討し、環境保全についての配慮が適正になされているかを検討する。 ・「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」との整合が図られているかを検討する。</p>

第 6.2-2 表(4) 調査、予測及び評価の手法（水環境）

環境影響評価の項目			調査、予測及び評価の手法
環境要素の区分	影響要因の区分		
水環境	底質	有害物質	<p>建設機械の稼働</p> <p>1.調査すべき情報 (1) 有害物質に係る底質の状況</p> <p>2.調査の基本的な手法 【現地調査】 スミス・マッキンタイヤ型採泥器を用いて採泥し、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第5条第1項に規定する埋立場所等に排出しようとする廃棄物に含まれる金属等の検定方法」(昭和48年環境庁告示第14号)等に定められた方法により底質の有害物質の測定を行い、調査結果の整理及び解析を行う。</p> <p>3.調査地域 浚渫工事を行う範囲の海域とする。</p> <p>4.調査地点 【現地調査】 浚渫予定箇所の1地点とする(第6.2-2図)。</p> <p>5.調査期間等 【現地調査】 適切な時期に1回とする。</p> <p>6.予測の基本的な手法 環境保全のために講じようとする対策を踏まえ、類似事例等を参考に海域への影響の程度について予測を行う。</p> <p>7.予測地域 「3.調査地域」と同じとする。</p> <p>8.予測地点 有害物質に係る環境影響を的確に把握できる地点として、浚渫予定箇所周辺とする。</p> <p>9.予測対象時期等 浚渫工事期間とする。</p> <p>10.評価の手法 調査及び予測の結果に基づいて、以下の方法により評価を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・有害物質に係る環境影響が、実行可能な範囲内で回避又は低減されているかを検討し、環境保全についての配慮が適正になされているかを検討する。</li> <li>・「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第5条第1項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令」に定める水底土砂に係る判定基準等との整合が図られているかを検討する。</li> <li>・「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」との整合が図られているかを検討する。</li> </ul>



第 6.2-2 図 水環境調査位置 (水質・底質)

第 6.2-3 表(1) 調査、予測及び評価の手法（動物）

環境影響評価の項目		調査、予測及び評価の手法
環境要素の区分	影響要因の区分	
動物  重要 な種 及び 注目 す べき 生息 地  (海域に生息するものを除く。)	造成等の施工による一時的な影響  地形改变及び施設の存在	<p>1.調査すべき情報            (1) 哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類及び昆虫類（以下「陸生動物」という。）に関する動物相の状況            (2) 重要な種及び注目すべき生息地の分布、生息の状況及び生息環境の状況</p> <p>2.調査の基本的な手法            (1) 陸生動物に関する動物相の状況  <b>【文献その他の資料調査】</b>            「自然環境保全基礎調査」（環境省）等による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析を行う。  <b>【現地調査】</b>            以下の方法により現地調査を行い、調査結果の整理及び解析を行う。            a.哺乳類：フィールドサイン調査、捕獲調査、バットディテクター調査、自動撮影調査            b.鳥類：ラインセンサス調査、ポイントセンサス調査、任意観察調査            c.爬虫類：直接観察調査            d.両生類：直接観察調査            e.昆虫類：一般採集調査、ベイトトラップ調査、ライトトラップ調査            (2) 重要な種及び注目すべき生息地の分布、生息の状況及び生息環境の状況  <b>【文献その他の資料調査】</b>            「神奈川県レッドデータブック生物調査報告書 2006」（神奈川県、平成 18 年）等による学術上又は希少性の観点からの陸生動物に係る情報の収集並びに当該情報の整理及び解析を行う。  <b>【現地調査】</b>            「(1) 陸生動物に関する動物相の状況」の現地調査で、重要な種及び注目すべき生息地が確認された場合には、確認された重要な種及びその生息環境の特性に応じ、適切な手法で調査する。            猛禽類については、定点観察調査を行う。</p> <p>3.調査地域            対象事業実施区域及びその周辺とする。</p> <p>4.調査地点            (1) 陸生動物に関する動物相の状況  <b>【文献その他の資料調査】</b>            対象事業実施区域及びその周辺とする。  <b>【現地調査】</b>            対象事業実施区域及び周辺において、以下に示す調査ルート、調査地点とする（第 6.2-3 図(1)、(2)）。            a.哺乳類：フィールドサイン調査・バットディテクター調査（調査ルート）、            捕獲調査・自動撮影調査（2 地点）            b.鳥類：ラインセンサス調査（3 ルート）、ポイントセンサス調査（3 地点）            c.爬虫類：直接観察調査（調査ルート）            d.両生類：直接観察調査（調査ルート）            e.昆虫類：一般採集調査（調査ルート）、            ベイトトラップ調査（2 地点）、ライトトラップ調査（2 地点）            (2) 重要な種及び注目すべき生息地の分布、生息の状況及び生息環境の状況  <b>【文献その他の資料調査】</b>            対象事業実施区域及びその周辺とする。  <b>【現地調査】</b>            確認された重要な種及び注目すべき生息地の特性に応じ、適切な調査ルート、調査地点を選定する。            猛禽類については、対象事業実施区域及びその周辺の 3 地点とする（第 6.2-3 図(2)）。</p>

第6.2-3表(2) 調査、予測及び評価の手法(動物)

環境影響評価の項目		調査、予測及び評価の手法
環境要素の区分	影響要因の区分	
動物	重要な種及び注目すべき生息地 (海域に生息するものを除く。)	<p>5.調査期間等</p> <p>(1) 陸生動物に関する動物相の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新のものとする。</p> <p>【現地調査】 1年間とし、周年にわたる生息状況が適切に把握できる以下の期間とする。</p> <p>a.哺乳類：春季、夏季、秋季、冬季に各1回とする。 b.鳥類：春季、夏季、秋季、冬季に各1回とする。 c.爬虫類：春季、夏季、秋季の各1回とする。 d.両生類：春季、夏季、秋季の各1回とする。 e.昆虫類：春季、夏季、秋季の各1回とする。</p> <p>(2) 重要な種及び注目すべき生息地の分布、生息の状況及び生息環境の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新のものとする。</p> <p>【現地調査】 確認された重要な種及び注目すべき生息地の特性に応じ、適切な時期を選定する。 猛禽類の定点調査は、冬～初夏の各月1回とする。</p>
		<p>6.予測の基本的な手法 重要な種及び注目すべき生息地について、陸生動物の分布及び生息環境の改変の程度を把握した上で、文献その他の資料による類似事例の引用又は解析により予測を行う。</p> <p>7.予測地域 対象事業実施区域とする。</p> <p>8.予測対象時期等 工事の実施による動物の生息に係る環境影響が最大となる時期及び発電所の運転開始後の動物の生息環境が安定する時期とする。</p> <p>9.評価の手法 調査及び予測の結果に基づいて、以下の方法により評価を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響が、実行可能な範囲内で回避又は低減されているかを検討し、環境保全についての配慮が適正になされているかを検討する。</li> <li>・「地域環境管理計画」との整合が取れているかを検討する。</li> </ul>

第 6.2-3 表(3) 調査、予測及び評価の手法（動物）

環境影響評価の項目		調査、予測及び評価の手法
環境要素の区分	影響要因の区分	
動物 物 海 域 に 生 息 す る 動 物	建設機械の稼働	<p>1.調査すべき情報</p> <p>(1) 魚等の遊泳動物、潮間帯生物（動物）、底生生物、動物プランクトン、卵・稚仔（以下「海生動物」という。）の主な種類及び分布の状況</p> <p>(2) 重要な種及び注目すべき生息地の分布、生息の状況及び生息環境の状況</p> <p>2.調査の基本的な手法</p> <p>(1) 海生動物の主な種類及び分布の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 「水環境データ集」（川崎市）等による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析を行う。</p> <p>【現地調査】 以下の方法により現地調査を行い、調査結果の整理及び解析を行う。</p> <p>a.魚等の遊泳動物：刺網及び小型底曳網による調査</p> <p>b.潮間帯生物（動物）：ベルトトランセクト法による目視観察調査及び枠取り調査</p> <p>c.底生生物（マクロベントス）：スミス・マッキンタイヤ型採泥器による調査</p> <p>d.底生生物（メガロベントス）：小型底曳網による調査</p> <p>e.動物プランクトン：北原式定量ネットによる調査</p> <p>f.卵・稚仔：まるち型改良ネットによる調査</p> <p>(2) 重要な種及び注目すべき生息地の分布、生息の状況及び生息環境の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 「水環境データ集」（川崎市）等による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析を行う。</p> <p>【現地調査】 「(1) 海生動物の主な種類及び分布の状況」と同じとする。</p> <p>3.調査地域 浚渫工事による影響を考慮して、対象事業実施区域及びその周辺海域とする。</p> <p>4.調査地点</p> <p>(1) 海生動物の主な種類及び分布の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 対象事業実施区域及びその周辺海域とする。</p> <p>【現地調査】 調査範囲を代表して設定した各調査地点とする（第 6.2.3 図（3））。</p> <p>a.魚等の遊泳動物：2 地点</p> <p>b.潮間帯生物（動物）：2 地点</p> <p>c.底生生物：2 地点</p> <p>d.動物プランクトン：2 地点</p> <p>e.卵・稚仔：2 地点</p> <p>(2) 重要な種及び注目すべき生息地の分布、生息の状況及び生息環境の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 対象事業実施区域内及びその周辺海域とする。</p> <p>【現地調査】 「(1) 海生動物の主な種類及び分布の状況」と同じとする。</p>

第 6.2-3 表(4) 調査、予測及び評価の手法（動物）

環境影響評価の項目		調査、予測及び評価の手法
環境要素の区分	影響要因の区分	
動物	海域に生息する動物	<p>建設機械の稼働</p> <p>5.調査期間等</p> <p>(1) 海生動物の主な種類及び分布の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新のものとする。 【現地調査】 1年間とし、四季に各1回とする。</p> <p>(2) 重要な種及び注目すべき生息地の分布、生息の状況及び生息環境の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新のものとする。 【現地調査】 「(1) 海生動物の主な種類及び分布の状況」と同じとする</p> <p>6.予測の基本的な手法 環境保全のために講じようとする対策を踏まえ、海生動物、重要な種及び注目すべき生息地について、浚渫工事による環境影響の予測結果を用い、分布又は生息環境の改変の程度を把握した上で、文献その他の資料による類似事例の引用又は解析により予測を行う。</p> <p>7.予測地域 「3.調査地域」と同じとする。</p> <p>8.予測対象時期等 浚渫工事の実施による環境影響が最大となる時期とする。</p> <p>9.評価の手法 調査及び予測の結果に基づいて、以下の方法により評価を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主な海生動物、重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響が、実行可能な範囲内で回避又は低減されているかを検討し、環境保全についての配慮が適正になされているかを検討する。</li> <li>・「地域環境管理計画」との整合が取れているかを検討する。</li> </ul>

第 6.2-4 表(1) 調査、予測及び評価の手法（植物）

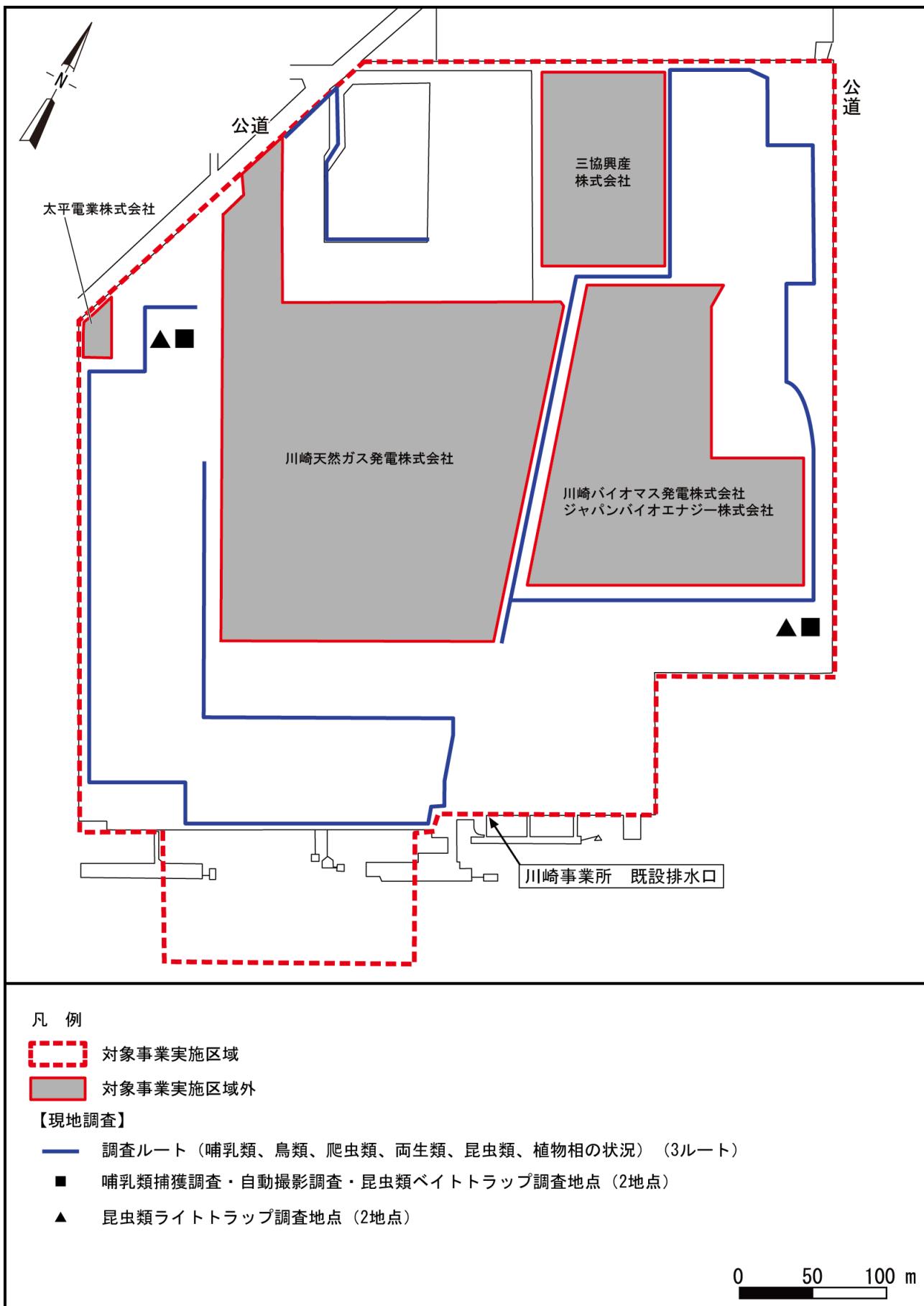
環境影響評価の項目		調査、予測及び評価の手法
環境要素の区分	影響要因の区分	
植物  （ 重要 な 種 及 び 重 要 な 群 落 （ 海 域 に 生 育 す る も の を 除 く 。） ）	造成等の施工による一時的な影響	<p>1.調査すべき情報</p> <p>(1) 種子植物その他の主な植物（以下、「陸生植物」という。）に関する植物相及び植生の状況</p> <p>(2) 重要な種及び重要な群落の分布、生育の状況及び生育環境の状況</p> <p>2.調査の基本的な手法</p> <p>(1) 陸生植物に関する植物相及び植生の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 「自然環境保全基礎調査」（環境省）等による収集並びに当該情報の整理及び解析を行う。</p> <p>【現地調査】</p> <p>a.植物相の状況：目視観察調査。</p> <p>b.植生の状況：ブラウンーブランケの植物社会学的植生調査法。</p> <p>(2) 重要な種及び重要な群落の分布、生育の状況及び生育環境の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 「神奈川県レッドデータブック 2022 [植物編]」（神奈川県、令和4年）等による学術上又は希少性の観点からの陸生植物に係る情報の収集並びに当該情報の整理及び解析を行う。</p> <p>【現地調査】 「(1) 陸生植物に関する植物相及び植生の状況」の現地調査で、重要な種及び重要な群落が確認された場合には、確認された重要な種及び重要な群落の特性に応じ、その分布、生育の状況及び生育環境の状況等を適切な手法で調査する。</p> <p>3.調査地域 対象事業実施区域及びその周辺とする。</p> <p>4.調査地点</p> <p>(1) 陸生植物に関する植物相及び植生の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 対象事業実施区域及びその周辺とする。</p> <p>【現地調査】</p> <p>a.植物相の状況 「第 6.2-3 図 (1) 陸生動物、陸生植物の調査位置（対象事業実施区域内）」に示す調査ルートとする。</p> <p>b.植生の状況 「第 6.2-3 図 (2) 陸生動物、陸生植物の調査位置（広域）」に示す調査範囲とする。</p> <p>(2) 重要な種及び重要な群落の分布、生育の状況及び生育環境の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 対象事業実施区域及びその周辺とする。</p> <p>【現地調査】 確認された重要な種及び重要な群落の特性に応じ、適切な地点を選定する。</p>

第6.2-4表(2) 調査、予測及び評価の手法（植物）

環境影響評価の項目		調査、予測及び評価の手法
環境要素の区分	影響要因の区分	
植物  （ 重要 な 種 及 び 重 要 な 群 落 （ 海 域 に 生 育 す る もの を 除 く ） ）	造成等の施工による一時的な影響  地形改变及び施設の存在	<p>5.調査期間等</p> <p>(1) 陸生植物に関する植物相及び植生の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新のものとする。 【現地調査】 1年間のうち、生育状況が適切に把握できる以下の期間とする。 a.植物相の状況：春季、夏季、秋季に各1回とする。 b.植生の状況：秋季に1回とする</p> <p>(2) 重要な種及び重要な群落の分布、生育の状況及び生育環境の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新のものとする。 【現地調査】 確認された重要な種及び重要な群落の特性に応じ、適切な期間を選定する。</p> <p>6.予測の基本的な手法 重要な種及び重要な群落について、陸生植物の分布及び生育環境の改変の程度を把握した上で、文献その他の資料調査による類似事例の引用または解析により予測する。</p> <p>7.予測地域 対象事業実施区域とする。</p> <p>8.予測対象時期等 工事の実施による植物の生育に係る環境影響が最大となる時期及び発電所の運転開始後の植物の生育環境が安定する時期とする。</p> <p>9.評価の手法 調査及び予測の結果に基づいて、以下の方法により評価を行う。 ・重要な種及び重要な群落に係る環境影響が、実行可能な範囲内で回避又は低減されているかを検討し、環境保全についての配慮が適正になされているかを検討する。 ・「地域環境管理計画」との整合が図られているかを検討する。</p>

第 6.2-4 表(3) 調査、予測及び評価の手法 (植物)

環境影響評価の項目		調査、予測及び評価の手法
環境要素の区分	影響要因の区分	
植物	海域に生育する植物	<p>建設機械の稼働</p> <p>1.調査すべき情報 (1) 潮間帯生物(植物)、海藻草類、植物プランクトン(以下、「海生植物」という。)の主な種類及び分布の状況</p> <p>2.調査の基本的な手法 【文献その他の資料調査】 「水環境データ集」(川崎市)等による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析を行う。 【現地調査】 以下の方法により現地調査を行い、調査結果の整理及び解析を行う。 a.潮間帯生物(植物) : ベルトトランセクト法による目視観察調査及び枠取り調査 b.海藻草類 : ベルトトランセクト法による目視観察調査及び枠取り調査 c.植物プランクトン : バンドーン採水器による調査</p> <p>3.調査地域 浚渫工事による影響を考慮して、対象事業実施区域及びその周辺海域とする。</p> <p>4.調査地点 【文献その他の資料調査】 対象事業実施区域及びその周辺海域とする。 【現地調査】 調査範囲を代表して設定した各調査地点とする(第6.2.3図(3))。 a.潮間帯生物(植物) : 2地点 b.海藻草類 : 2地点 c.植物プランクトン : 2地点</p> <p>5.調査期間等 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新のものとする。 【現地調査】 1年間とし、四季に各1回とする。</p> <p>6.予測の基本的な手法 環境保全のために講じようとする対策を踏まえ、海生植物について、浚渫工事による環境影響の予測結果を用い、分布又は生育環境の改変の程度を把握した上で、文献その他の資料による類似事例の引用又は解析により予測を行う。</p> <p>7.予測地域 「3.調査地域」と同じとする。</p> <p>8.予測対象時期等 浚渫工事の実施による環境影響が最大となる時期とする。</p> <p>9.評価の手法 調査及び予測の結果に基づいて、以下の方法により評価を行う。 ・主な海生植物に係る環境影響が、実行可能な範囲内で回避又は低減されているかを検討し、環境保全についての配慮が適正になされているかを検討する。 ・「地域環境管理計画」との整合が取れているかを検討する。</p>



第 6.2-3 図(1) 陸生動物、陸生植物の調査位置(対象事業実施区域内)



第 6.2-3 図(2) 陸生動物、陸生植物の調査位置(広域)



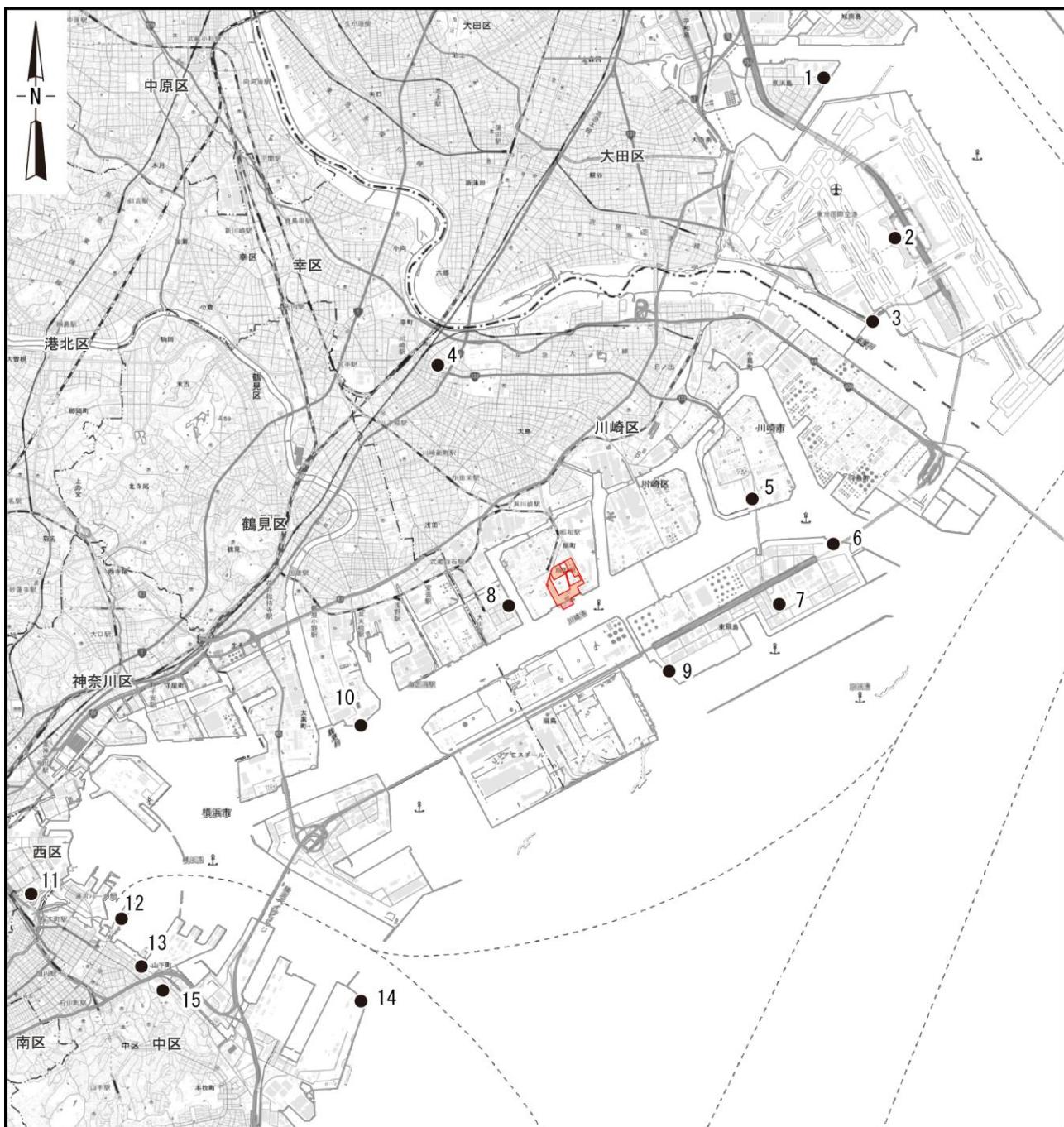
### 第 6.2-3 図 (3) 海生動物、海生植物の調査位置

第 6.2-5 表(1) 調査、予測及び評価の手法（景観）

環境影響評価の項目		調査、予測及び評価の手法
環境要素の区分	影響要因の区分	
景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	<p>地形改変及び施設の存在</p> <p>1.調査すべき情報 (1) 主要な眺望点 (2) 景観資源の状況 (3) 主要な眺望景観の状況</p> <p>2.調査の基本的な手法 (1) 主要な眺望点 【文献その他の資料調査】 「港の公園について」(川崎市HP) 等の文献その他の資料による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析を行う。 (2) 景観資源の状況 【文献その他の資料調査】 「自然環境保全基礎調査」(環境庁) 等による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析を行う。 (3) 主要な眺望景観の状況 【現地調査】 現地踏査による写真撮影及び目視確認による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析を行う。</p> <p>3.調査地域 対象事業実施区域を中心とした半径約 10km の範囲とする。</p> <p>4.調査地点 (1) 主要な眺望点 【文献その他の資料調査】 対象事業実施区域を中心とした半径約 10km の範囲内の 15 地点とする。 (2) 景観資源の状況 【文献その他の資料調査】 対象事業実施区域を中心とした半径約 10km の範囲とする。 (3) 主要な眺望景観の状況 【現地調査】 周囲の地形の状況、主要な眺望点及び景観資源の分布状況、地域の視程並びに不特定多数の者の視点を考慮した 15 地点を候補とする（第 6.2-4 図）。</p> <p>5.調査期間等 (1) 主要な眺望点 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とする。 (2) 景観資源の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とする。 (3) 主要な眺望景観の状況 【現地調査】 調査地点の特性に応じて、適切な時期に 1 回とする。</p> <p>6.予測の基本的な手法 主要な眺望景観について、フォトモンタージュにより眺望景観の変化の程度について予測を行う。</p> <p>7.予測地域 「3.調査地域」と同じ地域とする。</p> <p>8.予測地点 現地調査地点のうち、景観に係る環境影響が的確に把握できる地点とする。</p> <p>9.予測対象時期等 発電所の建物等が完成した時期とする。</p>

第 6.2-5 表(2) 調査、予測及び評価の手法（景観）

環境影響評価の項目		調査、予測及び評価の手法
環境要素の区分	影響要因の区分	
景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	<p>10.評価の手法</p> <p>調査及び予測の結果に基づいて、以下の方法により評価を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主要な眺望点、景観資源及び主要な眺望景観に係る環境影響が、実行可能な範囲内で回避又は低減されているかを検討し、環境保全についての配慮が適正になされているかを検討する。</li> <li>・「川崎市景観計画」（川崎市、平成30年）、「臨海部色彩ガイドライン」（川崎市、平成8年）及び「地域環境管理計画」との整合が図られているかを検討する。</li> </ul>



凡 例

対象事業実施区域

【現地調査】

● 景観調査地点：15地点

図中番号	名 称	図中番号	名 称	図中番号	名 称
1	京浜島つばさ公園	6	東扇島東公園	11	横浜ランドマークタワー 「スカイガーデン」
2	羽田空港第1ターミナル 展望デッキ	7	川崎マリエン	12	横浜港大さん橋 国際客船ターミナル
3	ソラムナード羽田緑地	8	大川町緑地	13	横浜マリンタワー
4	川崎市役所本庁舎展望ロビー ・スカイテッキ	9	東扇島西公園	14	横浜港シンボルタワー
5	ちどり公園	10	末広水際線プロムナード	15	港の見える丘公園

0 1 2 3 4 5 km

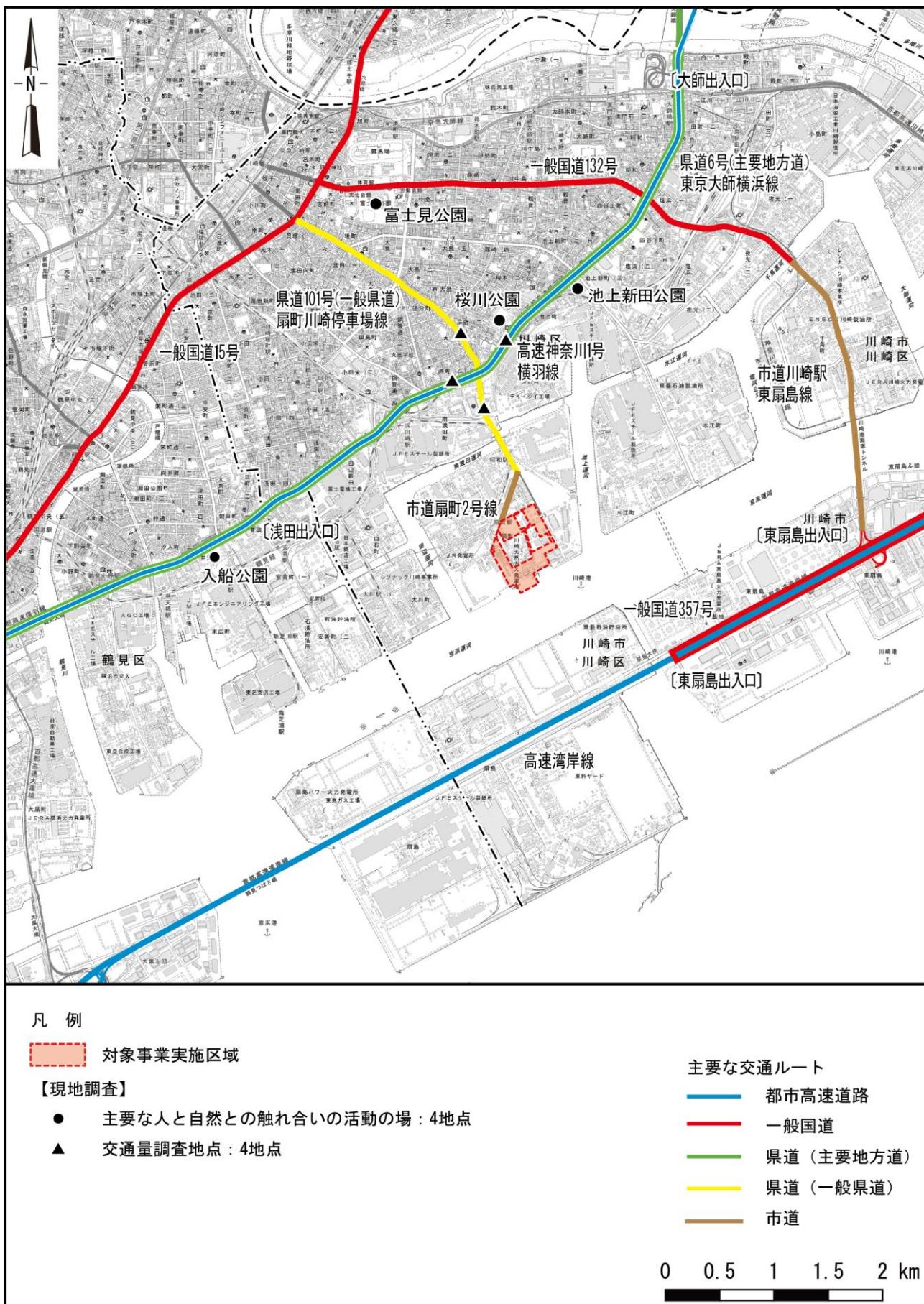
第 6.2-4 図 景観の調査位置

第 6.2-6 表(1) 調査、予測及び評価の手法（人と自然との触れ合いの活動の場）

環境影響評価の項目		調査、予測及び評価の手法
環境要素の区分	影響要因の区分	
人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	<p>1.調査すべき情報</p> <p>(1) 人と自然との触れ合いの活動の場の状況 (2) 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況 (3) 交通量に係る状況</p> <p>2.調査の基本的な手法</p> <p>(1) 人と自然との触れ合いの活動の場の状況 【文献その他の資料調査】 「川崎の公園」（川崎市 HP）等の文献その他の資料による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析を行う。 (2) 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況 【文献その他の資料調査】 「(1) 人と自然との触れ合いの活動の場の状況」の調査結果から、主要な人と自然との触れ合いの活動の場の利用状況や利用環境の状況について整理及び解析を行う。 【現地調査】 主要な人と自然との触れ合いの活動の場における利用特性やアクセスルート等に関する情報を抽出し、その利用状況や利用環境の状況について整理及び解析を行う。 (3) 交通量に係る状況 【文献その他の資料調査】 「道路交通センサス 一般交通量調査」（国土交通省）等による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析を行う。 【現地調査】 調査地点における方向別、車種別に自動車交通量を調査し、調査結果の整理及び解析を行う。</p> <p>3.調査地域</p> <p>工事用資材等の搬出入及び資材等の搬出入に伴う車両の主要な輸送経路沿いの地域とする。</p> <p>4.調査地点</p> <p>(1) 人と自然との触れ合いの活動の場の状況 【文献その他の資料調査】 調査地域のうち、主要な人と自然との触れ合いの活動の場とする。 (2) 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況 【文献その他の資料調査及び現地調査】 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の規模及びアクセスルート等を勘案して、4 地点とする（第 6.2-5 図）。</p> <p>(3) 交通量に係る状況 【文献その他の資料調査】 主要な輸送経路沿道及びその周辺における「道路交通センサス 一般交通量調査」（国土交通省）等による交通量の調査地点とする。 【現地調査】 主要な輸送経路沿道の 4 地点とする（第 6.2-5 図）。</p>

第 6.2-6 表(2) 調査、予測及び評価の手法（人と自然との触れ合いの活動の場）

環境影響評価の項目		調査、予測及び評価の手法
環境要素の区分	影響要因の区分	
人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	5.調査期間等 (1) 人と自然との触れ合いの活動の場の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とする。 (2) 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とする。 【現地調査】 利用形態等の特性を考慮し、適切な時期に1回とする。 (3) 交通量に係る状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とする。 【現地調査】 交通量の状況を代表する平日の1日とし、24時間の連続測定を行う。
		6.予測の基本的な手法 工事用資材等の搬出入及び資材等の搬出入に用いる車両による主要な人と自然との触れ合いの活動の場へのアクセスルートにおける交通量の変化率を検討し、利用特性への影響の程度の予測を行う。
		7.予測地域 「3.調査地域」と同じとする。
		8.予測地点 「4.調査地点 (3) 道路交通量の状況」の現地調査と同じ地点とする。
		9.予測対象時期等 (1) 工事用資材等の搬出入 工事用資材等の搬出入に伴う車両の交通量が最大となる時期とする。 (2) 資材等の搬出入 資材等の搬出入に伴う車両の交通量が最大となる時期とする。
		10.評価の手法 調査及び予測の結果に基づいて、以下の方法により評価を行う。 ・主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響が、実行可能な範囲内で回避又は低減されているかを検討し、環境保全についての配慮が適正になされているかを検討する。 ・「地域環境管理計画」との整合が図られているかを検討する。



第 6.2-5 図 人と自然との触れ合いの活動の場の調査位置

第 6.2-7 表 調査、予測及び評価の手法（廃棄物等）

環境影響評価の項目		調査、予測及び評価の手法
環境要素の区分	影響要因の区分	
廃棄物等	産業廃棄物	1.予測の基本的な手法 工事の実施に伴い発生する産業廃棄物の種類ごとの発生量、有効利用量及び最終処分量について、工事計画等に基づいて予測を行う。
		2.予測地域 対象事業実施区域とする。
		3.予測対象時期等 工事期間中とする。
		4.評価の手法 予測の結果に基づいて、以下の方法により評価を行う。 ・産業廃棄物に係る環境影響が、実行可能な範囲内で回避又は低減されているかを検討し、環境保全についての配慮が適正になされているかを検討する。 ・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号）及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成 12 年法律第 104 号）との整合が図られているかを検討する。 ・「地域環境管理計画」との整合が図られているかを検討する。
	廃棄物の発生	1.予測の基本的な手法 発電所の運転に伴い発生する産業廃棄物の種類ごとの発生量、有効利用量、中間処分量及び最終処分量について、事業計画等に基づいて予測を行う。
		2.予測地域 対象事業実施区域とする。
		3.予測対象時期等 発電所の運転が定常状態となり、産業廃棄物に係る環境影響が最大になる時期とする。
		4.評価の手法 予測の結果に基づいて、以下の方法により評価を行う。 ・産業廃棄物に係る環境影響が、実行可能な範囲内で回避又は低減されているかを検討し、環境保全についての配慮が適正になされているかを検討する。 ・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「資源の有効な利用の促進に関する法律」（平成 3 年法律第 48 号）との整合が図られているかを検討する。 ・「地域環境管理計画」との整合が図られているかを検討する。
残土	造成等の施工による一時的な影響	1.予測の基本的な手法 工事の実施に伴い発生する残土の発生量、再利用量及び最終処分量について、工事計画等に基づいて予測を行う。
		2.予測地域 対象事業実施区域とする。
		3.予測対象時期等 工事期間中とする。
		4.評価の手法 予測の結果に基づいて、以下の方法により評価を行う。 ・残土に係る環境影響が、実行可能な範囲内で回避又は低減されているかを検討し、環境保全についての配慮が適正になされているかを検討する。 ・「地域環境管理計画」との整合が図られているかを検討する。

第 6.2-8 表 調査・予測の手法（温室効果ガス等）

環境影響評価の項目		調査及び予測の手法
環境要素の区分	影響要因の区分	
温室効果ガス等	二酸化炭素	<p>施設の稼働（排ガス）</p> <p>1.予測の基本的な手法 発電所の運転に伴い発生する二酸化炭素の年間排出量及び発電電力量当たりの排出量を燃料使用量、発電電力量等から予測する。</p> <p>2.予測地域 対象事業実施区域とする。</p> <p>3.予測対象時期等 発電所の運転が定常状態となり、二酸化炭素に係る環境影響が最大になる時期とする。</p> <p>4.評価の手法 予測の結果に基づいて、以下の方法により評価を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発電所から発生する二酸化炭素に係る排出が、実行可能な範囲内で回避又は低減されているかを検討し、環境保全についての配慮が適正になされているかを検討する。</li> <li>・「東京電力の火力電源入札に関する関係局長級会議取りまとめ」（経済産業省・環境省、平成 25 年）等との整合が図られているかを検討する。</li> <li>・「地域環境管理計画」との整合が図られているかを検討する。</li> </ul>

(空白ページ)